

地方行政委員会議録 第二十二号

昭和四十五年四月二十八日(火曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

理事 小澤 太郎君

理事 砂田 重民君

理事 山口 鶴男君

理事 岡沢 完治君

理事 龜山 孝一君

理事 中山 正暉君

理事 野呂 恭一君

理事 豊 永光君

理事 華山 親義君

理事 桑名 義治君

理事 門司 亮君

理事 青柳 盛雄君

理事 大石 八治君

理事 宮澤 弘君

理事 山本 明君

理事 山口 鶴男君

理事 大屋敷行雄君

理事 谷口 昇君

理事 下河辺 孝君

理事 佐野 政一君

理事 川合 武君

理事 調査室長

理事 通商産業省鉱山

理事 保安局鉱山課長

理事 自治省行政局公

理事 務員部福利課長

理事 地方行政委員会

理事 調査室長

理事 川合 武君

理事 調査室長

理事 川合 武君

同日

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十二号

昭和四十五年四月二十八日

ドライブインにおいて酒類の提供を禁ずる法律
制定に関する請願(河野密君紹介)(第三九一五
号)

同外二件(船岡伊平君紹介)(第三九一六号)

行政書士法の改正に関する請願(池田清志君紹
介)(第四〇三三三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第四〇二四四号)

同(菅太郎君紹介)(第四〇二五五号)

同(床次徳二君紹介)(第四〇二六六号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同(中村弘海君紹介)(第四〇二七七号)

同日

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十二号

昭和四十五年四月二十八日

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年
法律第五十二号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第百七条」を「第百七条の二」に改
める。

第二条 第一項中第三号を削り、第四号を第三
号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中
「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。

第七条第二項中「組合員」の下に「(その組
合の組合員であつた者のうちから、当該組合の
組合員である職員が組織する地方公務員法第五
十二条の職員団体又は地方公営企業労働関係法
(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条(同
法附則第四項において準用する場合を含む。))の
労働組合(以下「職員団体」と総称する。))が推
薦した者を含む。」を加える。

第四十四条第二項中「一月以前の組合員であつ
た期間三年間における掛金の標準となつた給料
の総額を三十六(当該三年間における組合員期
間の月数が三十六に満たないときは、その組合
員期間の月数)で除して得た額」を「月の掛金
の標準となつた給料」に改める。

第四十四条の次に次の二条を加える。

(年金を受けるべき遺族の範囲)
第四十四条の二 年金を受けるべき遺族の範囲
は、組合員又は組合員であつた者の配偶者、
子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合
員であつた者の死亡の当時その収入により生
計を維持していたものとする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫
は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組
合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時
から引き続き別表第四の上欄に掲げる程度の
廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員

又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であ
つた子が出生した場合においては、その子は、こ
れらの者の死亡の当時その収入によつて生計を
維持していたものとみなす。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)
第四十四条の三 年金以外の給付を受けるべき
遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、
子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合
員であつた者の死亡の当時その収入により
生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は
組合員であつた者の死亡の当時その収入に
より生計を維持していた者

三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、
子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当し
ないもの

2 前条第二項の規定は、前項第一号の規定を
適用する場合について準用する。

第四十五条第一項を次のように改める。

給付を受けるべき遺族の順位は、次のとお
りとする。

一 年金を受ける者の順位は、第四十四条の
二 第一項に規定する順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前
条第一項各号の順序。ただし、同項第一号
又は第三号に掲げる者の間においては、そ
れぞれ当該各号に規定する順序

第四十七條中「又は遺族一時金」を「遺族
一時金又は年金者遺族一時金」に改める。

第七十四条中第十号を第十一号とし、第九号
の次に次の一を加える。

十 年金者遺族一時金

第八十八條第六項中「第八十八條第五項」を
「第八十八條第六項」に改め、同項を同条第七項

と改め、同項を同条第七項

と改め、同項を同条第七項

と改め、同項を同条第七項

と改め、同項を同条第七項

と改め、同項を同条第七項

と改め、同項を同条第七項

と改め、同項を同条第七項

と改め、同項を同条第七項

と改め、同項を同条第七項

と改め、同項を同条第七項

と改め、同項を同条第七項

と改め、同項を同条第七項

同日

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十二号

昭和四十五年四月二十八日

とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「遺族年金」の下に「又は年金者遺族一時金」を加え、同項の次に次の一項を加える。

5 第四十四条の三第一項第二号又は第三号に該当する遺族に対する前項の規定の適用については、「その者の退職の際第八十三条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額（公務によらない廃疾年金にあつては、給料十二月分を加算した金額）」とあるのは、「その者の退職の際第八十三条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額」とする。

第九十八条の次に次の一条を加える。

（年金者遺族一時金）
第九十八条の二 次の各号の一に該当するとき、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者が廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

四 組合員期間十年未満の者が公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務に

よらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

五 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失ひ、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額）とする。

一 前項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額（同項第一号に該当する場合においては、第九十七條の規定により支給を停止される遺族年金の額を除く。）の十二年分に相当する金額

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の総額

第九十八条中「第九十七條の二」に改める。

第四章第三節第五款中第九十七條の次に次の一条を加える。

（年金者遺族一時金の特例）

第九十七條の二 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八條の二第一項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。

第九十三條第二項各号列記以外の部分中「掛

金」の下に「国の負担金」を加え、同項第一号中「掛金百分の五十」を「掛金百分の三十、国の負担金百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の三十七・五、国の負担金百分の二十」に、「百分の五十七・五」を「百分の四十二・五」に改め、同項第三号中「廃疾年金又は」を「廃疾年金、」に、「遺族年金」を「遺族年金又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」に改め、同条第四項中「地方公務員法第五十二條の職員団体又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五條（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）を「職員団体」に改め、「同項第一号」の下に、「第二号」を加え、「同項第二号」中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を削る。

第九十六條第一項中「地方公共団体」を「国若しくは地方公共団体」に、「毎月」を「政令で定めるところにより」に改める。

第九十三條第二項本文中「組合員」の下に「組合員であつた者のうちから、職員団体が推薦した者を含む。」を加える。

第九十三條第三項中「以下この章」を「第九十三條及び第九十八條」に改める。

第九十四條第三項を削り、同条第四項後段中「地方公共団体の機関又は職員団体」を「国若しくは地方公共団体の機関又は職員団体」に、「公庫等」を「国の機関又は公庫等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

（退職した者についての短期給付の特例）

第九十四條の二 組合員期間（前条第二項又は第九十四條の二第二項の規定により組合員であつたものとみなされる期間を含む。）が二十年以上である者又は地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が退職した場合

合には、その者は、退職の日から十日以内

に、その退職後もこの条の規定により短期給付を受けることを希望する旨をその組合に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する職員であるものとみなして、短期給付に関する規定（第四章第二節第三款の規定を除く。）を適用する。

この場合においては、第二條第一項第三号中「職員が死亡」以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなること（を除く。））とあるのは「第九十四條の二第三項に規定する任意継続組合員が同項の規定に該当することにより任意継続組合員でなくなること」と、第三十九條第二項中「翌日」とあるのは「翌日（第九十四條の二第三項第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その日）」と、第四十八條第一項中「第九十五條第三項の規定により掛金に相当する金額」とあるのは「第九十四條の二第四項の規定により掛金」と、第五十六條第一項中「公務によらない病気」とあるのは「病気」と、第六十五條第一項中「公務によらないで死亡」とあるのは「死亡」と、第九十四條第二項及び第三項中「給料」とあるのは「第九十四條の二第二項の退職の日の属する月の掛金の標準となつた給料」とする。

8 前項の規定により第一項の組合を組織する職員であるものとみなされた者（以下「任意継続組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるものとする。

一 第一項の退職の日の翌日から起算して五年を経過したとき。

二 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行なうものの組合

員でなく、その者が、退職の日から十日以内

に、その退職後もこの条の規定により短期給付を受けることを希望する旨をその組合に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する職員であるものとみなして、短期給付に関する規定（第四章第二節第三款の規定を除く。）を適用する。

この場合においては、第二條第一項第三号中「職員が死亡」以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなること（を除く。））とあるのは「第九十四條の二第三項に規定する任意継続組合員が同項の規定に該当することにより任意継続組合員でなくなること」と、第三十九條第二項中「翌日」とあるのは「翌日（第九十四條の二第三項第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その日）」と、第四十八條第一項中「第九十五條第三項の規定により掛金に相当する金額」とあるのは「第九十四條の二第四項の規定により掛金」と、第五十六條第一項中「公務によらない病気」とあるのは「病気」と、第六十五條第一項中「公務によらないで死亡」とあるのは「死亡」と、第九十四條第二項及び第三項中「給料」とあるのは「第九十四條の二第二項の退職の日の属する月の掛金の標準となつた給料」とする。

8 前項の規定により第一項の組合を組織する職員であるものとみなされた者（以下「任意継続組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるものとする。

一 第一項の退職の日の翌日から起算して五年を経過したとき。

く。以下この条において「施行法」という。の規定の適用を受ける者に対する第百四十条の二第一項の規定の適用については、同項に規定する組合員期間は、施行法の規定を適用し、又は準用して算定した第四十条第一項に規定する組合員期間とする。

2 前項に規定する者が退職した場合において、施行法の規定によりその者に退職年金が支給されることとなるときは、その者は、第百四十条の二第一項の規定の適用については、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

附則第二十五条の次に次の一条を加える。

(年金者遺族一時金の特例)

第二十五条の二 警察職員であつた期間が十五年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八条の二第一項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者(警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く。)」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。

附則第二十六条の次に次の一条を加える。

(警察職員に対する短期給付の特例)

第二十六条の二 警察職員に対する第百四十条

の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者」とあるのは、「警察職員であつた期間が十五年以上である者」とする。

附則第二十七条中「前条までの規定による給付」を「附則第二十六条までの規定による給付」に改める。

附則第三十二条を次のように改める。

(短期給付に係る給料と掛金との割合の特例等)

第三十二条 組合は、当分の間、短期給付に係る第百四十四条第二項に規定する給料と掛金との割合を千分の三十五以内において定めなければならない。

2 国は、当分の間、組合の短期給付に要する費用につき、第百三十三条第二項第一号に規定する負担割合をもつて当該費用を負担することとしたならば第百四十四条第二項に規定する給料と掛金との割合が千分の三十五をこえることとなる場合においては、当該組合に対し、政令で定めるところにより、当該組合の前事業年度の各月の初日における組合員の給料の合計額(以下この項において「給料合計額」という。)に当該給料と掛金との割合が千分の三十五をこえることとなる場合における当該割合を乗じて得た金額から給料合計額に千分の三十五を乗じて得た金額を控除した金額を補助する。

別表第二を次のように改める。

組合員期間			日	数
一年以上	二年未満			三〇日
一年以上	三年未満			六〇日

三年以上	四年未満	九〇日
四年以上	五年未満	一二〇日
五年以上	六年未満	一五〇日
六年以上	七年未満	一八〇日
七年以上	八年未満	二一〇日
八年以上	九年未満	二四〇日
九年以上	一〇年未満	二七〇日
一〇年以上	一一年未満	三〇〇日
一一年以上	一二年未満	三三〇日
一二年以上	一三年未満	三六〇日
一三一年以上	一四年未満	三九〇日
一四年以上	一五年未満	四二五日
一五一年以上	一六年未満	四六〇日
一六年以上	一七年未満	四九五日
一七年以上	一八年未満	五三五日
一八年以上	一九年未満	五七五日
一九年以上	二〇年未満	六一五日

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 遺族一時金に関する経過措置(第四十五条・第四十六条)」を「第三款 遺族一時金に関する経過措置(第四十五条・第四十六条)年 第四款 年金者遺族一時金に関する経過措置(第四十六条の二・第四十六条の五)」に改める。

第二条第一項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 この法律(第十三章及び第十三章の二を除く。)において「遺族」とは、新法の規定による年金たる給付(この法律の規定により新法の年金たる給付とみなされる給付を含む。)に係る場合は新法第四十四条の二に規定する遺族をいうものとし、新法の規定による一時金たる給付(この法律の規定により新法の一時金たる給付とみなされる給付を含む。)に係る場合は新法第四十四条の三に規定する遺族をいうものとする。

第三十六条各号列記以外の部分中(「新法第二十一条第一項第三号に規定する遺族をいう。第十三章及び第十三章の二を除き、以下同じ。」を削

る。
第二章第四節第三款の次に次の一款を加える。

第四款 年金者遺族一時金に関する経過措置

(公務傷病による死亡者に係る年金者遺族一時金の規定の適用)

第四十六條の二 新法第四章第三節第四款中第九十八條の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。
(年金者遺族一時金の受給資格に係る組合員期間)

第四十六條の三 新法第九十八條の二第一項第三号の規定による年金者遺族一時金(公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る年金者遺族一時金を除く)を受ける権利に係る組合員期間は、施行日まで引き続く組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。
(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第四十六條の四 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八條から第十條までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病により死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病により死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八條から第十條までの規定により退職年

金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八條の二第一項第三号の規定は、適用しない。
(特例による退職年金の受給権者に係る年金者遺族一時金の額に関する特例)

第四十六條の五 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号又は第三号に掲げる金額を控除した金額(第二号又は第三号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前条第一項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいないとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額
二 前条第一項第一号に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金(第十五條に規定する退職料及び共済法の退職年金を含む)、減額退職年金又は共済法の廃疾年金の額があるときは、その総額
三 第四十四條の規定により遺族年金から控除すべき額がある場合においては、同条第一項の規定により控除すべき額又は同条第二項の規定により控除すべき額の二倍に相当する額の総額

第五十五條第一項各号列記以外の部分中「第四十四條まで」の下に、「第四十六條の二、第四十六條の四、第四十六條の五」を加え、同条第二項中「[日間の期間]」の下に、「と、第四十六條の五第二号中「共済法の廃疾年金」とあるのは「廃疾年金(共済法の廃疾年金を含む)」を加える。」第六十一條中「及び第三十五條を」と、「第三十五條、第四十六條の二及び第四十六條の三」に改める。

第八十五條の二を第八十五條の四とし、第八十五條の次に次の二條を加える。
(地方公共団体の長の年金者遺族一時金の受

給資格に関する特例)

第八十五條の二 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者で第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病により死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者が公務傷病により死亡して死亡した場合は第六十七條第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。
2 前項の場合においては、新法第九十八條の二第一項第三号の規定は、適用しない。
(地方公共団体の長の年金者遺族一時金の額に関する特例)

第八十五條の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除については、第四十六條の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。
3 第六十七條第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして

算定するときについて準用する。

第八十六條中「第六十七條第二項」の下に「と、第八十五條の三第一項中「第四十六條の五」とあるのは「第五十五條第一項において準用する第四十六條の五」を加える。」
第八十五條の二を第八十五條の四とし、第八十五條の次に次の二條を加える。
(警察職員の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例)

第八十五條の二 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 警察職員であつた期間が十五年未満である者で第八十九條第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病により死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。
二 警察職員であつた期間が十五年未満である者が公務傷病により死亡して死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八十九條第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八條の二第一項第三号の規定は、適用しない。
(警察職員の年金者遺族一時金の額に関する特例)

第八十五條の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除について

は、第四十六条の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。

3 第八十九条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第九十条中「年数」の下に「と、第五十五条の三第一項中「第四十六条の五」とあるのは「第五十五條第一項において準用する第四十六條の五」を加える。

第九十一条の二を第九十二条の四とし、第九十二条の次に次の二条を加える。

(消防組合員の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例)

第九十二条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 消防組合員であつた期間が二十年未満である者で第九十条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務員病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 消防組合員であつた期間が二十年未満である者が公務員病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第九十条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条の二第一項第三号の規定は、適用しない。

(消防組合員の年金者遺族一時金の額に関する特例)

第九十二条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分の一に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除については、第四十六条の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。

3 第九十条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第九十一条中「第九十条第二項」の下に「と、第九十二条の三第一項中「第四十六条の五」とあるのは「第五十五條第一項において準用する第四十六條の五」を加える。

第九十二条第一号中「又は遺族一時金を」を「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改める。

第九十二条の三に改め、同条の次に次の二条を加える。

(業務傷病による死亡に係る年金者遺族一時金の規定の適用)

第九十三条の十六の二 新法第二百二条において準用する新法第九十八条の二の規定中同条第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に關する部分の規定は、団体共済組合員が施行日以後業務により病氣にかかり、又は負傷し、当該業務傷病により死亡した場合について適用する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る団体共済組合員期間)

第九十三条の十六の三 新法第二百二条において準用する新法第九十八条の二第一項第三号の規定による年金者遺族一時金(業務による廃疾年金を受ける者に係る年金者遺族一時金を除く)を受ける権利に係る団体共済組合員期間は、施行日まで引き続く団体共済組合員期間及び施行日以後の団体共済組合員期間に限るものとする。

第三号 昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律の一部(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條の二 更新組合員(施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員をいう)又は団体共済更新組合員(施行法第四十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう)で昭和四十四年十月三十一日までに退職することとなるものうち、昭和四十六年五月三十一日までに退職した者について新法第八十三條第一項及び第二項(同法第二百二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上新法第八十三條第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合(新法第三條第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ。)又は団体共済組合(新法第七十四條第一項に規定する団体共済組合をいう。以下この条において同じ。)に申し出たときは、新法第八十三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項(新

法第二百二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定を適用する。

2 前項に規定する更新組合員又は団体共済更新組合員が昭和四十四年十一月一日から地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)の公布の日(以下「一部改正法の公布の日」という。)の前日までの間に退職したときは、その者に対して同項と同様とする。この場合において、同項中「退職の日」とあるのは、「一部改正法の公布の日」とする。

3 前項に規定する者が再び組合又は団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、第一項に規定する申出をすることができない。

4 第二項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十三條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に同項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

5 第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、一部改正法の公布の日の前日において消滅する。

附則
(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中地方公務員等共済組合法第七條第二項及び第二百二十三條第二項本文の改正規定並びに第三条の規定は、公布の日

から施行する。

(長期給付の給付額の算定の基礎となる給料に
関する経過措置)

第二条 この法律の施行(前条本文の規定による
施行をいう。)の日(以下「施行日」という。)前
に地方公務員等共済組合法の退職(死亡を含む。
次項において同じ。)をした組合員に係る同
法の規定による退職年金、減額退職年金、通算
退職年金、廃疾年金又は遺族年金(それぞれ地
方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施
行法の規定によりこれらの年金とみなされる年
金を含む。)で、施行日の前日において現に支給
されているものについては、施行日の属する月
の翌月分以後、その額を、第一条の規定による
改正後の地方公務員等共済組合法(以下「新法」
という。)及び第二条の規定による改正後の地方
公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行
法(以下「新施行法」という。)の規定を適用して
算定した額に改定する。

2 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組
合員であつた者で施行日以後三年以内に地方公務
員等共済組合法の退職をしたものに係る年金た
る長期給付の給付額の算定について新法及び新
施行法の規定を適用した場合において、これらの
規定により算定した年金の額が第一条の規定に
よる改正前の地方公務員等共済組合法(以下こ
の項において「旧法」という。)及び第二条の規定
による改正前の地方公務員等共済組合法の長期
給付等に関する施行法(以下この項において「旧
施行法」という。)の規定により算定した年金の
額より少ないときは、旧法及び旧施行法の規定
による年金の額をもつて当該年金の額とする。

(遺族に対して支給する給付に関する経過措置)
第三条 新法及び新施行法中遺族に対して支給す
る給付に関する部分の規定は、前条の規定の適
用がある場合を除き、施行日以後に給付事由が
生じた給付について適用し、同日前に給付事由
が生じた給付については、なお従前の例によ

る。

(掛金、負担金等に関する経過措置)

第四条 新法第百三十三条第二項及び第四項、第百
十六條第一項、第百四十條第四項、第百四十一
條第一項(新法第百四十一條第二項において準
用する場合を含む。)及び第四項、第百四十二條
第二項及び第七項、第百三十三條第三項及び第四
項並びに附則第三十二條の規定は、施行日の属
する月の翌月分以後の掛金、負担金及び補助金
について適用し、同月分の月分の掛金及び負担
金については、なお従前の例による。
(退職一時金に関する経過措置)

第五条 新法別表第二(新法第二百二條において
準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に
給付事由が生じた給付について適用し、同日前
に給付事由が生じた給付については、なお従前
の例による。
(政令への委任)

第六条 前四條に定めるもののほか、地方公務員
等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長
期給付等に関する施行法の改正に伴う経過措置
について必要な事項は、政令で定める。
(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第七条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法
律第二百七號)の一部を次のように改正する。
第七條中「被保険者であるとき」の下に、「地
方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百
五十二號)第百四十條の二第三項に規定する任
意継続組合員である同法の組合の組合員である
とき」を加える。

第十八條第一項中「(昭和三十七年法律第百五
十二號)」を削る。

理由

最近における社会保障制度の状況にかんがみ、
地方公務員等の共済組合の制度の充実強化を図る
ため、地方公務員等の共済組合による長期給付の
内容を改善し、及び退職者についての短期給付の

特例を設けるとともに、地方公務員等の共済組合
の短期給付及び長期給付に要する費用について新
たに国がその一部の負担をすることとし、あわせ
て地方公務員等の共済組合の制度の円滑な運営に
資するため規定を整備するほか、退職一時金から
の通算退職年金の原資の控除を受けないことを選
択することができる期限を延長する等の必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約六百億円の
見込みである。

○山口(鶴)議員 ただいま議題となりました地方
公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に
つきまして、提出者を代表して、その提案の趣旨
及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近の急速な経済成長の陰で、わが国の社会保
障の水準は、西欧先進諸国に比べ、依然として低
水準に置かれております。しかも最近における医
療費の急激な増高は、各種共済組合の短期給付財
政の収支を悪化させ、そのため組合員に過重な負
担をしいる掛け金の引き上げを余儀なくいたして
おります。また一方、長期給付におきましても、
ここ数年來の異常なまでの消費者物価の上昇のも
とで、年金受給者の生活は極度に逼迫しているの
が実情でございます。

このときにあたりまして、主として組合員の掛
け金とそれに見合う使用主負担の財源だけで運営
される共済組合におきましても、従来の保険主義
の原則を廃し、大幅な国庫負担の導入により、そ
の社会保障性格を強める必要があらわれます。かよう
にして短期給付、長期給付とも、組合員の負担が
これ以上過重にならないよう措置いたしますこと
もに、退職公務員の老後の生活を少しでも安んじ
させるよう、前向きな措置を行なうことは、社会
保障の観点からはもとより、共済組合の趣旨に照
らしましても、当然、国の責務ともいふべきもので

であります。

以上の立場から、共済組合の短期給付並びに長
期給付の充実改善をはかるため、この改正案を提
出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概
要を御説明申し上げます。

まず第一は、短期給付に要する費用につき、新
たに国庫は百分の二十相当分を負担することとい
はしたのであります。これによりまして地方公務
員等共済組合につきましては、国庫としての国百
分の二十、使用主としての地方公共団体百分の五
十、組合員百分の三十の負担とすることにしたし
ております。

第二は、長期給付に要する費用の負担割合につ
いてであります。長期給付については、現在、地方
公共団体が百分の五十七・五を負担しているの
であります。そのうち百分の十五は地方交付税に
見込まれていますが、その分を百分の二十にし、
引き上げ百分の五をもつて組合員の掛け金百分
の四十二・五の軽減に充て、組合員の掛け金を百
分の三十七・五に引き下げることにいたしており
ます。

第三は、短期給付にかかる掛け金の最高限を設
けることについてであります。当分の間、地方公
務員共済組合の短期給付にかかる掛け金の最高限
を千分の三十五とすることとし、この場合におき
ましては、短期給付に要する費用に不足が生じま
すときには、国は、当該不足額相当額を組合に補
助することといたしております。

第四は、年金給付の算定基礎についてでありま
す。従来その算定基礎は退職前三か年間の給料の
平均額とされておりましたが、消費者物価の上昇
の中で、年々ベースアップが行なわれていた現状
等を考慮し、これを退職時の給料といたしたので
あります。

第五は、共済給付を受けるべき遺族の要件の緩
和についてであります。すなわち現行法では、組
合員の収入によって生計を維持していたものであ

ることが要件とされている遺族については、その生計の維持が主として組合員の収入によるものでなければならぬことになっておりますが、この要件を緩和し、組合員の収入により生計の一部を維持している場合も生計維持を要件とする遺族に該当するものとするといったのであります。

第六は、遺族一時金及び死亡一時金の支給範囲の拡大と年金者遺族一時金の創設についてであります。現行法では遺族の範囲が、主として死亡した組合員の収入により生計を維持していた範囲に限られており、たとえ配偶者や親がいても、組合員の収入によって生計を維持していなかった場合には、給付の対象とされておられません。この際、遺族一時金及び死亡一時金は、組合員の収入によって生計を維持していない遺族であっても、その支給を受けることができることとしたとするとともに、遺族年金の支給の要件を満たしている場合において遺族年金を受けるべき遺族がないときは、組合員の収入によって生計を維持していなかった者に対して、遺族年金の額の十二カ年分に相当する金額を年金者遺族一時金として支給することとしたのであります。

第七は、退職一時金の引き上げについてであります。現在、地方公務員の共済組合においては、退職一時金の支給額は、組合員期間によりそれぞれ二十日から五百十五分となっており、その支給額が低きに失しておりますので、国家公務員の共済組合とともに、退職一時金の底上げを行なうため、三十日から六百十五分としたのであります。

第八は、退職者についての短期給付の特例の新設についてであります。現行法では、退職の際に療養の給付等を受けている場合には、療養の給付等の支給開始後五年間は継続して療養の給付等を受けることができることになっておりますが、退職後の新たな疾病や事故に對しては、共済組合員の資格がないため、給付水準の低い国民健康保険によらざるを得ないのであります。しかしな

がら、永年勤続して退職した者は、退職後二、三年の間に発病する場合が多いという実情等を考慮いたしますと、退職後も一定期間は医療給付等が行なえるよう改善をはかることが必要であると考へられますので、組合員期間二十年以上の者が退職した場合に、退職後五年間はなお短期給付を受けることができることとしたのであります。

第九は、地方職員共済組合等の運営審議会及び地方公務員共済組合審議会の委員については、共済組合運営の特殊性から共済組合員であった者のうちから職員団体等が推薦した者も委員に任命できるようにいたしましたのであります。

第十は、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けないことを選択することができる期限の延長についてであります。すなわち、この選択期限は、女子については、昭和四十六年五月三十一日までとされていましたが、男子については、その期限は昭和四十四年十月三十一日に満了してありますので、その期限をとりあえず昭和四十六年五月三十一日まで延長することとしたのであります。

以上、この法律案の趣旨及び内容の概略を申し述べました。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長 次に、昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山崎平八郎君。

○山崎委員 私は、昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する

法律等の一部を改正する法律案につきまして質疑を行ないたいと存じます。

まず、この法案に關します基本的な考え方を総論として申し上げたいと思ひます。いわゆる一九七〇年代は内政の年代といわれておりまして、したがって、ここに新しい行政需要の累増といふことが予想されますことは申し上げるまでもないことでございしますが、特にわが国が先進諸国に比

べまして著しく社会資本という点につきまして立ちおくれを見せようというわけではございまして、その充実をはかつていくことは、行政に課せられました喫緊の要務であることは申し上げるまでもないことでございします。この課せられた要務をなるべく早急に、また能率的に果たしていくには、私は、ごく端的に言ひまして、人と金の問題であらうかと思ひます。すなわち、人の配置と金の充足というところであります。もとより人と言ひまして、行政組織の中の人のことでございまして、資質の優秀な組織人、言ひかえれば公務員、これらのことをさすわけではございまして、また金と申しまして、財政、まあ財源をよくわきまへて、その長期財政計画といひますか、そういう点を申し上げておきたいと思ひます。

そこで、まず地方行政の立場から申し上げますと、人の問題から取り上げてみます。人的資源の確保とその資質の向上という面から考えますと、地方公務員等の待遇につきまして、どうも各団体の相互間にアンバランスがあるようにも見受けられるわけではございしますけれども、一般的にいひまして、公務員なるものにつきまして、その本質はどうかあるべきかといふことをお尋ね申し上げたいわけではございします。憲法では、御承知のように「すべて公務員は、全体の奉仕者である、このよりの規定があるわけではございしますが、およそ公務員の本質という点につきましてどうお考えであるか、政務次官にお伺ひ申し上げたい次第でございします。

なお、政務次官は官吏の御経験はございせんが、昔の官吏というものには官吏服務規律という

非常にやかましいものがございました。私自身、そういう道を通つてまいりましたけれども、その反面、昔は恩給で一応の口ずきのできた時代もあつたわけではございします。しかし、今日の年金は、それに比して非常に少額でございします。それからいって、公務員そのものが、いわゆる利益追求の企業の労働者という立場とはおのずと違ふ道を歩まなければならぬと思ひますけれども、この辺につきまして、政務次官のお考えをお尋ね申し上げます。

○大石政府委員 新しい憲法下で公務員というものが戦前とどういふふうに通うかと言へば、私の解釈するところでは、戦前の官吏といふものは、ある意味では、天皇の官吏であるという思想が非常に強かつたと思ひますが、今日の官吏、いわゆる公務員といふのは、全体の奉仕者である、全体への奉仕者であるといふところが非常に大きく私は違つてゐるであらうといふふうに感じます。しかも全体の奉仕者といふものは、特定の利益団体とか個人とかあるいは階級といふようなことでなしに、国民全体という立場をとつて、それに奉仕するといふかまへ方というものが、私は新しい公務員制度の一番根本になつてゐるところではないかといふふうに思ひますし、またそういう態度をもつて公務員としての仕事を続けるということには、その意味ではある程度の身分保障とか、あるいは将来に對する老後の安定といふ問題等が同時に要求されるということであらうと思ひます。そういう意味で、こゝいう年金制度といふものも新しく法律として、何といひますか、改正をされて今日あると思ひます。

ただ、この場合に、現在のものがそういう安定を期する上に十分であるかといふことになりまして、もちろん毎年改定等をやつてきてゐるわけですが、十分であるとはいひ切れません。その一つの理由といふのは、制度それ自体ではなくて、何といひますか、いわゆる社会環境が非常に激しく変化してゐる、あるいは賃金ベース全体の歴

史の中では考えられないような進化をされてい
る、そういうものと、いわゆる年金制度というも
のがなかなか並行的に進んでいないというよう
な点等が問題点であらうかと思うのです。いま
スライド制等の問題がいわれておりまして、政
府の中にもそのための連絡調整会議のような
ものがあるが、しかし、それをやっていると
ございまして、いろいろ細かい問題等あるは
制度的な問題等、まだ煮詰まっていけない点
が実はあるの、スライド制をそのまま法律の中
に入れ込むところまで行っていないと思
うのであります。しかし、それはいろいろ時代
の要請でありますから、検討を早く仕上げて
もっていかねばならぬ段階にある、こうい
うふうに思っております。

○山崎委員 ありがとうございます。大体、現
在の制度は、決して満足ではないけれども、ま
た多々改正の余地もあるけれども、さしたる
現在の状況を判断するに、この程度最大の努
力をしたつもりであるという御世のようであ
ります。

次に、行政局長にお尋ねいたしますが、先
ほど申しましたように、まず人の資質の問題
もありますので、地方公務員の試験制度と、
またほかの都市等における、町村を含め
て、採用試験の現況というものを、これは
ほんのあらましでけっこうでございますが、
非常に希望者が多いのかどうか。実は私、
農林省におきまして、ある四、五年前の時
期でございまして、公務員志願者が少なくな
ったという時期がございましたが、最近はい
かがでございますでしょうか、お伺いいた
す。

○宮澤政府委員 これは地方団体によって、
御承知のように、まちまちでございます。府
県と市町村、特に小さい町村などにまいり
ますと、なかなか採用したい人に比べて志
願者がさほど多くない、これが実情でござ
います。また地域的にも片寄りがあ
ると思っておりますが、一般的に申しま
すと、ここにこの数年はわりあい、特に府
県について申し上げますならば、比較的多
数の志願者が出てきております。はつきり
した数字を覚えてお

りませんけれども、大体府県を平均いたし
ますと、採用予定人員に対して、これは一
般の行政職でございまして、五、六倍の志
願者がある、こういうふうな記憶をいたし
ております。ただ、そう申ししても、これは
一般の行政職でございまして、たとえば技
術の職員というふうなことになる、た
とえば、これはなかなか需要に対して供
給が追いついていない、こういう状況で
ございまして、

○山崎委員 さらに行政局長にお尋ねいた
します、自治大学を含めまして、研修教育
制度といいますが、自治大学を含めま
すか、そういうものにつきまして現況を
簡単に御説明願いたいと思っております。

○宮澤政府委員 地方公務員の研修制度に
つきましては、ただいまお示しのように、
政府といたしましては、自治大学を設け
まして、府県、市町村の職員の研修を
いたしております。それから各自自治
体におきましても、最近やはり公務員
の資質を高めるといふようなことで、自
治体独自の研修機関をつくりまして、あ
るいは研修会等を行ないまして、せ
つと努力をされている現状でございま
す。

自治大学につきましては、私も、非常に研
修に対する需要が多々ございまして、そ
の機能を充実し、拡大していく方向で
毎年努力を重ねております。こまかい問
題でございまして、たとえば、最近にお
きましては、寄宿舎を増設するとい
うようなことで、せいぜい各地方団
体の研修に對する需要をなるべく充足
していきたいということで、努力をいた
しております。

○山崎委員 たいへん御努力の傾向はよく
見えるのでございまして、多くの中から
選ばれて、そして再教育を受けてか
なり優秀な公務員の方が多いわけ
でございます。それに対する給与とい
う問題、もっと広く言って待遇全般、
これに對してどのような現況でござ
いましょうか。特にいわゆる春闘が
始まっておりまして、また労働者の
祭典といわれる時期も目の前に控
えておられるわけですから、物価も
また上昇しておりますので、上昇とい
うよりも、品目によっては暴騰して
いるといふ、こういったときでありま
すけれども、した

がって、また当然人事院勧告、これらに
對しても相当の賃上げという問題が
含まれてくると思ひます。すけれども、
それらに對する腹がまえず申すのは
失礼でございまして、特に予算の制
度が大だい御承知のような制度で
ございまして、そのあたりの感
触を承りたいと思ひます。

○宮澤政府委員 職員の待遇につ
きまして、初め研修との関連で御質問
があったかと思ひますが、研
修を受けました者につきまして、特
にたとえば自治大学を出した者につ
きましては、格別私どものほうで、大
学を出たからどうこうというこ
とを申し上げるわけはございせん
けれども、やはり自治大学に参り
ます者は地方団体から推薦をされ
て来た者でございまして、自治大
学を出た者が将来県なり市町村
なりの幹部職員にだんだんな
っていき、こういう実態はござ
います。研修を受けた者はやはり元
来それなりに素質もあつたと思
うのでございまして、幹部職員
としてだんだん昇進をいたしてい
く、こういうふうに私も考
えているわけでございます。

それから一般的に地方公務員の待遇
の問題については御質問でござ
いまして、給与ベースにつきま
しては、御承知のように、国家公
務員に準ずる、こういうた
えまになつております。本年
度につきましては人事院勧告も
もちろんまだ出ておりません
し、現在人事院が各種の調査資
料を中心にして検討をいたして
いる段階のようでございま
す。御承知のように、政府と
いたしまして、本年度人事院勧
告を完全実施をする、こ
ういふ態度であるように仄聞
いたしております。私も、人事
院勧告の内容いかんでございま
すが、勧告が出ましたならば、
地方公務員につきましても政
府職員に準じて待遇改善が
行なわれるような財政上の
準備は十分いたしておると
いふことは申し上げることが
できるだらうと思ひます。

○山崎委員 さらに局長に申し上げ
ますが、ただいまのお話で、か
なりのベースアップがありま
しても、特に総合予算制度のも
とでも、何とかして国に準じて
いきたいというお気持ちのよう
でござ

いまして、それはたいへんありがたいと思
ひます。

そこで、ただいまちょっとお触れ
になりましたが、公務員の登用の
制度でございまして、これはか
つて一時、課長試験等をや
りまして、たいへん世間の非難
をこうむつた時代がありました。
悉皆試験といふか、だれもか
れも全部試験を受けさせるの
はどうかと思ひますけれども、
たとえば学力の低い者その他に
ひとつ登用の試験制度など
を考へられてはどうだろうか
というところが、いろいろあ
るの、将来の問題に關係して
まいるわけでございます。す
けれども、やはり地位が低い
といふことはすべてが不利な
立場に立つわけで、優秀な
人であつて努力を積み重ね
て試験登用制度で昇進して
いくといふ道をお考えにな
る余地があるかどうか、そ
の点をお尋ね申し上げたい
と思ひます。

○宮澤政府委員 御承知のよう
に、地方公務員法におきま
しては、人事委員会を置く
地方公共団体におきまして
は、職員の採用なり昇任
といふのは原則として競争
試験を行なう、こういうこ
とになつてゐるわけござ
います。したがって、地方
団体におきましては、採用
、昇任の場合には、試験
を行なつてやうてゐる
わけでございます。ただ、
ただいまお話しした
ように、まあ学力の低い
者といふようなお話し
がございまして、ある
いは私が多少誤解を
いたして御答弁申し上げ
たのかもと思ひます
のでございまして、な
かなか試験も、一が
いに試験と申ししま
しても、なかなか試
験になじみがない
職種もございまして
、中には、いわば
通常の職務をや
つていくには非常
に道徳性を持つ
てゐる人であり
まして、いざ法
律なり制度な
りのものが入
りました試験
になりますと、
試験にはな
かなか合格
をしない、こ
ういふやうな
方たちの中
にはあ
らうかと思
ひます。そ
ういふ人
たちにつ
きまして
は、各地方
団体でや
はりその
実力と申
しますか、
事務の遂
行能力と
いふもの
を判断し
ながら適
切な登用
なり昇任
の方法を
考へてい
るよう
でござ
います。現
在のところ
は、とにかく
メ

うたてまで運用が行なわれている、こういうふう
に思っております。

○山崎委員 ただいまの私の学力と申し上げまし
たのは、学歴の誤りでございますから御訂正願
いたいと思います。

さらに局長にお尋ね申し上げますが、少し話が
変わりますけれども、非常な事務の煩瑣というこ
ともありますので、事務能率を促進するためにコ
ンピューター等の機械を導入するというようなこ
とが、行政事務にも相当今後必要になってくる
と思われませんか、その点に關する御所見を承
りたいと思います。

○宮澤政府委員 地方団体におきますコンピュー
ターの導入につきましては、ここ数年來非常に地
方団体とも積極的に検討をいたしているわけで
ございます。私の記憶に間違いがございませんでし
たならば、おそらく府県段階では、ことし来年の
うちにほとんどの府県がコンピューターを導入し
て事務処理を行なう、こういうことになろうか
と思ひます。それから市町村段階におきましても、
七、八百の市町村がすでに電子計算組織を導入
いたしている、こういう現状でございます。ただ、
御承知のように、何ぶんまだ新しい行政事務理
のシステムでございますので、コンピューターを
導入いたしましたけれども、これがむしろ逆に重
荷になつていないか、こういう心配があるわ
けでございます。コンピューターを事務に使う
ための技術、通常ソフトウェアといつては、よう
でございますが、これの開発が一番急がれる
問題であらうと思ひます。

御承知のように、一般民間の仕事につきまして
コンピューターを導入いたします場合のソフトウ
エアにつきましては、各企業ともかなりいろいろ
研究をいたしまして、一応の成果をあげているよ
うでございますけれども、行政事務にコンピュー
ターを使ひますことにつきまして、まださほど経
験があるわけでもございませんし、資料も十分あ
るわけではございませんので、ただいま申し上げ
ましたように、せっかくなので機械を入れまして

も、それが十分使いこなせない危険と申しませ
んか、そういうものがございまして、現在一番急が
れますのは、コンピューターを行政に應用する技
術だろうと思ひます。御承知でもあらうかと思
ひますが、地方団体が協力をいたしまして地方自治
情報センターというふうなものをつくろうとい
うことになっておりますのも、実は共同いたしま
してお互いに知恵を出し合つてコンピューターを
行政に應用する技術を開発していこう、こういう
ことであるわけでございます。

ただいままで、総論といたしまして人の問題に
触れてまいりましたが、次いで、金の問題に入り
たいと思ひます。

○山崎委員 大體よくわかりました。

そこで、さしあたっていろいろの行政分野とい
うものをべつ見してみますと、それぞれ長期計
画といふものを持つておまして、道路はもちろ
んですけれども、下水道あるいは環境衛生、治山
治水、福祉施設、こういったような長期の行政投
資を必要とする分野、こういう点から考えま
し、漏れなく言つていいほどのいろいろな計画がある
わけでございます。ただ、ここにたいへん遺憾な
ことには、これらの大部分が地方団体を通じて推
進される実情でございますけれども、肝心の自治
体側の長期的な財政計画にはあまりはつきりし
た形のものが見当たらないという現状でござい
ます。ただ、よりどころとしては、あくまで地方財
政計画というものがあつたわけですが、これは
御承知のとおり、あくまで単年度の指標でござ
いまして、長期性がないわけでございます。また
反面、当面の地方自治の指向するところは、あ
くまで地域づくりという点にあるわけではござ
いまして、地域の特性に応じた建設計画の設定とい
うことが進められていくのが現状でございます
。しかしながら、これらの地域計画を積み上げ
たところの全体的な長期の財政計画がどうなつ
ていくのか。たとえば、道路の整備は何年間で
どれだけの費用がかかるのか、そのほか尿処理
施設、保健施設、医療施設、福祉施設、文化施
設、こういったようなものは、長期的にどう整備
されるのか、そのためのだけの財源が確保、増強
されなければならぬのか。交付税の伸びだけで
これに全体対応できるものか等々、いろいろある
わけでございますが、こういったような具体的な
明らかなしななければならぬ問題が山積してい
ると思はれるわけでございます。しかも、一方
また、今日の流動の早い地域社会の中で、個々の
民の要請というものに對しては、これはその
職務柄積極的に対応していかなければならないと

いう、財政という視野から検討されなければなら
ぬ点があるわけでございます。

そこで、仄聞いたしますと、自治省では、社会
資本の充実のため、長期ビジョンをつくる作業を
始めておられるというふうに承つておりますけ
れども、その概要と心がまえと申しましょか、そ
ういふものにつきまして、もしよろしくござい
ましたら、政務次官にお教えをいただきたいと思
ひます。

○大石政府委員 御指摘のとおり、問題が、実
は、私どもにあると思ひます。これは、もうお話
しますときにいわれる三三〇の問題とかいろいろ
あるわけですが、まあある程度私も、自治
省として予算編成をするときに、交付税交付金の
問題というのを展開するときに、地方自治体の
いわゆる長期計画といふものが、そういう問題が確
立していないという点が一つの弱点というふう
に考えていると思ひます。ただ、その長期計画と
いふものを國のほうのいわゆる公共事業計画とい
うものと、地方団体の単独的な事業計画といふ
ものとどういふふうに関係を合せていくかといふ問
題もいろいろ技術的にありますし、それから地方
団体自体にも計画をしようとする内容が一律に
ない点もある。ある地方団体はこういう方面に
ついてはかなり計画的に進んでいるが、ある団体
はその問題が非常に落ちていくという等々もあ
りますから、そういう点をどういふふうによつて
いくかという技術的な問題もあつたわけでも、
確かに、もう御指摘のとおり段階に入らなけれ
ばならない。また、たしか法律でも、地方自治体
も長期計画を持つてやるべきだといふ訓示的な規
定もあるわけでありまして、当然私もそのよう
いふところに現在も入つていかなければならぬ
。そういう点で、自治省自体についてもその作
業段階に入つていっていると思ひます。

それらの具体的な内容については、行政局長等
から答弁をさせます。

○宮澤政府委員 ただいま政務次官が御答弁申し

○山本(明)政府委員 これにつきましては、おっしゃいますとおり、遺族の範囲につきましては厚生年金と共済組合とは差がございます。この問題につきましては、すでに六十一国会におきまして衆議院、参議院の地方行政委員会におきまして附帯決議がついております。私どもも今回これを何とか改正したいということで関係方面と協議を申し上げたわけでございます。その場合に、遺族といった場合に、たとえば現時点におきましては遺族の対象にはならない、たとえばおとさんが働いておる。ところが、ある一定の年限、たとえば二年なり三年しますとおとさんが働けなくなってしまう。そうした場合に、そのときに遺族というものをきめてしまつて、二、三年先に遺族ということにならないじゃないか、それまで考えられないかという御意見等もございまして、大蔵等との関係におきまして最終的な結論が得られなかったものでございますので、今回改正をいたしておりますけれども、われわれといたしましては、できるだけ早い機会にこれも改正をしたい、これも一年以内に何とか措置をしたいという努力をせっかくいたしておりますので、直ちに御趣旨に沿いかねます点はおおびし上げますけれども、方向はそういう方向で進めておりますので、この点につきましては御了解いただきたいと思います。

○山崎委員 せっかくの御努力をお願いいたします。

それから第三番目には、退職年金等のスライド制につきまして、すみやかに実施するようこの地方行政委員会におきまして何回も附帯決議をしてやっておりますけれども、いまだに実現を見てない。一体全体この実施ということについては、はたして真剣に検討しておられるかどうかさへ疑わしいのでございますが、どのような措置をとっておられるか、伺いたいと思ひます。

○山本(明)政府委員 退職年金等のスライド制につきましては、先ほど若干事務次官のほうから

お答えを申し上げたわけでございますが、御承知のように、内閣審議室に公的年金制度調整連絡会議というものを設けて、十数回にわたりまして協議をしておるところでございます。その場合に、年金の基準をどうしたいか、たとえば物価にスライドさせるべきであるか、給与の上がついていくことに対してスライドをするべきであるかという問題が一つございまして、あるいはその場合に、国が負担をするのか、あるいは地方公共団体の使用者が負担をするのか、それから三者負担でいくべきか、これにつきましても非常にむずかしい問題がございまして、現在その調整をしております、あるいはそういうような問題が全部ひっくり返して、もう少し検討すべき問題があるということ、現在結論を得ておられないわけでございまして、われわれといたしましては、そういう公的年金制度調整連絡会議でましました方向に従つてこの問題の検討を進めたい、このように考えておるところでございます。

○山崎委員 これはぜひお願いしたいと思ひます。

それから第四番目ですが、昨年の法改正におきまして、満鉄等の雇用人期間が組合員期間に計算されておりますけれども、地共法の施行日の前に退職した市町村の職員の在職期間のうち年金制度が適用されていなかった期間については組合員期間に計算されていない。こういう不均衡を是正するために、前国会で「年金制度施行前における市町村の吏員及び雇用人であつた期間で地方公務員共済制度の施行日に引き続いていないものについて、すみやかに職員期間として組合員期間に計算する措置を講ずること」このように附帯決議が行なわれておりますけれども、一体全体検討なさつたのかどうか、またなさつたとすれば、その結果はどうか、お伺いしたいわけであります。

○山本(明)政府委員 おっしゃいますとおり、これもおっしゃいましたような問題が実はあるわけでございます。特に前国会におきまして、通算措置を講じました例の満鉄等、外国政府等の雇用人

期間を通算をしないでいただくことに伴ひまして、年金制度施行日におきましますところの市町村の吏員及び雇用人であつた期間の通算という問題は重要な問題である、このように考えております。

それで検討してまいつたのでございますが、ここで、一、二点問題がございまして、市町村の吏員及び雇用人の場合には、退職が本人の自由意思で退職しておる、満鉄なんかの場合には戦争といふ一つの現実、本人の意思によらなくて退職しなければならぬという問題が一つあるわけです。こちらは自由意思でやめていったという問題が一つあります。それからもう一つは、満鉄等の場合には、この地共済の施行日に引き続いておるかどうなつておりましたけれども、市町村の場合にはやめて、その施行日には引き続きなくて、またあとに入つてきた。こういう引き続き等の関係がございまして、なかなか直ちに通算することが困難な実情でございまして、

しかし、考えてみますと、地共済が充足したのは国共済よりもおそいわけでございまして、その辺のところは何とか考えてあげべきではないだろうか、同じに充足したわけではないし、地共済の充足がおそいわけでございまして、地共済の発足がございまして、そういう点も考えまして、何とか措置をしたいということで、これも先ほどの答弁みたいなことになりましたが、せっかく努力をしておるところでございますが、非常に困難なことでございますけれども、いま申しましたような実態を踏まえまして、努力をしておるのが実情でございます。御了解いただきたいと思つております。

○山崎委員 さらに一段の御努力をお願いいたします。

それから第五の問題でございますが、短期給付に関する規定が適用されていない組合におきまして、現在福祉事業に要する費用の財源を確保できないため、福祉事業の実施に支障を来しているが、一般の共済組合と同様に福祉財源が得られるように措置をして、共済組合としてバランスのとれた事業活動ができるようにすべきではないか、

また団体共済についても、私学共済、農林共済と同様に福祉事業が実施できるように措置すべきではないか、こういうふうに思われますが、法案にはこれらに関する規定が設けられていないわけでございまして、前向きでぜひ検討していただきたいと思ひますが、御検討なさつていかうか、伺ひます。

○山本(明)政府委員 あとのほうから申し上げたいと思ひますけれども、団体共済組合につきましては、当初その規模が小さい、五千人くらいの人数である、あるいは各地に散在しておるというよりなことから、福祉事業の実施が困難であらうということ、福祉事業に關します規定が地共済の中にはないわけでございまして、しかし、その後だんだん職員もふえてまいつておりました、また公務の能率という観点から見ますならば、こういう福祉事業を行ないまして福祉を増進することが実は必要であるという実態になつてまいつたわけでございまして、したがひまして、われわれといたしましては、ぜひともこの福祉事業の実施につきましまして、団体共済につきまして実施をしたい。このように考えるわけでございまして、団体共済が現在確保をやつておりますので、健保組合との関係で通算の問題、あるいは責任準備金の移管の問題等ございまして、関係各省との間に調整が十分できずにおるわけでございまして、これも何とかして調整をいたしたいと思つておりますが、困難な問題がございまして、今回出しておらないというのが実情でございます。

また、短期給付に關する規定が適用されておられませんもの福祉事業につきましては、健保法との重複、たとえば地共済のほうでこれを実施するようになり、これをどうするかという問題が一つございまして、これをどうするかという問題が一つございまして、そこでは、これは関係省との間におきましては、予防的な給付事業をしておるので、それを共済のほうの短期給付でやることにつきましては、医療制度の抜本的改正という問題もこ

ざいますので、それとの関連において検討してほ
しいという問題がございまして、これにつきまし
ても、いましばらく時間をかさなければ、議会の
御要望の線に沿いかねるというのが実情でござ
います。せつかくやっておりますけれども、そうい
う問題がございまして、もうしばらくお待ちをい
ただきたいと思っております。

○山崎委員 御努力の向きはよくわかりますけれ
ども、百年河清を待つというよりなことでは困る
と思います。

それから第六番目。前国会で「住宅供給公社の
職員について、団体共済組合制度の適用を検討す
ること。」という附帯決議が同じく行なわれてお
るわけでございしますが、これについてどのように
検討されましたか。

○山本(明)政府委員 ちよつと私、先ほど間違
いましたけれども、住宅供給公社の場合に、先ほど
出ました責任準備金移管の問題がございまして、
関係省が非常にむずかしゅうございまして、昨年
のように、農林年金のようなかつこうで団体共済
だけに入れてしまつていいかという問題。われわ
れといたしましては、農林共済の場合には対象者
が百人くらいでございまして、ところが、住宅供給
公社の場合には約二千五百人という人がおられま
すので、われわれといたしましては、これはやは
り通算をしてあげることが必要ではないであらう
か、こういうことで現在折衝をしております。し
かし、厚年といたしましては、厚年は厚年で給付
をし、それから団体共済に移った場合には、団体共
済のほうで給付をしたらいいではないかという御
意見等がございまして、そもそも団体共済に移り
たいというのは、通算の問題が大きな問題でござ
います。これにつきましても、十分な話し合い
ができません。いましばらくお待ちを願わなければ
ならないという問題もございまして、いすれにいた
しまして、附帯決議をいただきました点、一生
懸命やっておりますが、何ぶんにも自
治省だけで措置をすることができず、関係各省が
ございまして、いましばらく時間をおかしたい

だきまして、御要望の線の実現に努力をいたした
い、このように考えております。

○山崎委員 これは附帯決議ではありませんけれ
ども、地方公務員の服務規律の確立とか公務能率
向上のために種々の方策が考えられているわけで
ございまして、特に福利厚生事業につきまして
は、正常な労使関係を維持して、行政水準
の向上という、地方公務員の福祉増進のために不
可欠な条件でありますから、その充実をぜひはか
らなければならぬと考えるわけでございまして、け
れども、この点について自治省とされて、どのよう
に地方公共団体を指導しておられるか、この指導
について御説明願いたいと思ひます。

○山本(明)政府委員 おつしやいましたように、
福利厚生事業につきましては、できるだけその拡
充につとめるように指導してまいりたいと思つて
おりますが、現実に見てみますと、共済組合の福
祉事業と重複してあるもの、あるいはその互助会
もしくは共済組合に委託をしておるもの、あるい
は独自に地方公共団体が実施しておるもの、この
いう態様もございまして、それから充実をしておる
ところ、あるいはあまたこの問題について関心のな
いところ、こういうような実態があるわけであ
ります。内容的に見ますと、職員の健康、安
全性に関するもので、たとえば健康診断でござ
います。あるいは特殊な職務に勤める者に対する
健康診断あるいは最近では成人病、ガン検診、こうい
うようなものもやっております。ございまして、今
回自治省といたしましては、互助会の実態あるい
は各県、市町村がやっております福祉事業の内容
等を分析いたしました。そして一定の基準を設け
まして、たとえば健康診断をするなら、これを月
に何回やる、年に何回やる、こういうような基準
をつくりたいというところで、現在検討をしてお
るところでございまして、厚生事業につきまして、民
間に比べて公務員がおくれていること、これ
はもう事実でございまして、この点につきまし
て努力をしていきたい、このように考えておりま

す。

○山崎委員 最後に、二つの点につきまして、
せつかくお見えになっておりますので、政務次官
にひとつ伺いたいと思ひます。

これは精神訓話でもけっこうでございます。そ
の一方は、地方公務員共済制度が発足して七年有
余になるわけでございまして、それで、いまかりに
昭和三十七年の平均寿命、こういうものを取り上
げてみますと、四十三年のそれと比較をいたしま
すと、約三年延びてきているわけなんです。今後
地方公務員というものを考えますと、退職後の期
間がそれだけ長くなるわけですから、先ほども
ちよつと触れましたが、退職後の再就職という問
題も、非常に深刻な問題になってくるわけなん
です。それからまた、退職後の生活におきまして、
年金の所得というものが生活のどれだけのシエ
アを占めるかというよりなこと、私は非常に重要
だと思つてございまして、この辺につきまし
て、将来の展望をぜひお聞かせいただきたいと思
ひます。

○大石政府委員 全体的に私は、日本の福祉政策
の方向というのが、退職後というのが、老人対策
と云つていいかわかりませんが、日本の進
むべき方向というのが、日本の場合の今日の問題
というところで言へば、老人の対策。したがつて、
こういう場合もその中にだんだん含まれる範疇だ
らうと思ひますが、その点をやはり強化してい
くというところが日本の場合の方向であらう。そう
いう考え方は、この年金の制度の問題の中でも、そ
の一連の考え方の中でやはり進めていく必要があ
るというふうに考えております。

○山崎委員 最後に一つだけ伺ひたいします
が、やはり地方公務員を含めまして、地方職員の
将来のあり方というものが、規律には非常にきび
しく、そして待遇その他の面から豊かに持つてい
かなければならぬと思ひます。そういう面、今回
の改正の内容につきましては、前回の附帯決議が
まだ目の目を見えていないという非常な遺憾
の点も多いし、今後これらについてどうお考え

か、最終的にひとつ政務次官にお尋ね申し上げた
いと思ひます。

これをもちまして、私の質問を終わらせていた
だきます。

○大石政府委員 御質問の幾つかの附帯決議、そ
れは私どもの感じでは、来年あたりには見当がつ
きそうな問題、それから来年ではまだなかなかむ
ずかしい問題というふうにあると思ひます。けれ
ども、いわゆる附帯決議の御趣旨の点というもの
は、理解し得る点が非常に多いわけでありまして
で、これの早急な実現というものがわれわれ今後
とも努力していきたい、こう思つております。

○菅委員長 山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 本日は、大臣がお見えにならぬ
ようですが、何か御都合がありますか。

○大石政府委員 参議院の地方行政委員会に行つ
ております。

○山口(鶴)委員 参議院へ大臣が行つておられる
というのですが、この地方公務員共済組合法、地
方公務員災害補償法を審議するのは本日が初めて
です。最初質問するときには、大臣がお見え
になるのがあたりまえじゃないかと思ひますが、
が、私の察するところ、大臣は、今回内政の年
に自治大臣に起用された方でありまして、内政の
大所高所に立つた議論は、これは大いにおやり
になるが、共済については、特に数回にわたつて地
方行政委員会が附帯決議をいたしました。その際
に、直接参加をされた大石さんがたまたま政務次
官ではある、しかも大石さんは、地方行政委員会
の共済小委員会の委員長も歴任された、文字どお
り共済に対してベテランである、そういうこと
から、あえて異例ではあるが、大臣を参議院のほ
うに置いて、そうして大石さんが本日出席され
たのではないかと私は推察をいたしたのであります。
そこで、先ほど自民党の山崎委員のお尋ねに關
連するようになつたのですが、時間もありません
から申し上げたいのですが、特に昨年の地方
行政委員会で行つた附帯決議、七項あります

が、このうち自治省独自で処理し得ない面があることは私も認めます。たとえばスライド制の問題は、自治省だけで何とかせいと言っても、これは無理だと思えます。それから、その次の遺族の範囲につきましても、これは国家公務員の共済との関係もありましようから、これも地方共済だけで独走するということは困難であらう。しかし、それ以外の一の短期給付の最高限度に対して何らかの措置をするという問題、それから四以下の四、五、六、七、これらの項目につきましては、これは自治省として処理し得る問題だと思ふのです。特に、このうち五項、六項、七項については、昨年の地方行政委員会の話し合ひの中で、来年はひとつ直そうじゃないかということで、与野党一致している問題なんです。そういう問題を、しかして大石さんが政務次官でおられながら、今回法律改正に出さなかつたということについて、私は非常に遺憾だと思ひます。察するところ、これは地方行政委員会というよりは、あえて唯一の立法機関である国会に花を持たせよう、国会で修正してもらえば、すつとのもう、こういうおつもりで出さなかつたのではないか。そうでなければ、大石さんのような共済小委員長を歴任され、附帯決議をつけられた政府の責任者である方が、政務次官でおられながら出さなかつたことは筋が通らないう、こゝろ私は思うのですが、いかがでしょうか。私どもも地方行政委員会、国会に花を持たせようという政府の配慮であるのかどうか。この点をお答えいただきたいと思います。

○大石政府委員　花を持たせるとか持たせないという意味の考え方でやっているわけではありません。この問題の展開は、これはもう委員会それぞれ自らの御判断に待つ以外にございません。花を持たせてやろうとか、そういうようなおせっかいな考え方というものはしておりません。

○山口(鶴)委員　花を持たせるわけではないが、委員会でのようにも御処理いただきたい、こういうことだというわけですね。そういうことで了解をいたします。

それでは次に幾つか基本的な問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

恩給法關係におきましては八・七五%の増加率を算出したしまして、とりあえず昭和四十三年四月から昭和四十四年三月までの引き上げの措置を講じよう、こういうこととありますが、この根拠、算出例を見ますと、昭和四十三年四月から昭和四十四年三月までの物価上昇率を四・九%、給与水準の上昇率を七・五%、こう見込みまして $4.9\% + (7.5\% - 4.9\%) \times \frac{6}{10}$ は大体六・五%に相当する。そうして昨年の改定の際の積み残し分を四・五%と見て、どういうわけですか二分の一をかけて、 $4.5\% \times \frac{1}{2}$ は二・二五%、 $6.5\% +$

八・七五%ということにしておるようです。これを根拠にいたしまして、共済のほうでは八八・九六四%ですかというものを算出しておられるようですけれども、総理府に聞いたほうがいいのですか、この根拠の八・七五%というの出したのは総理府のほうででしょうか。なんで十分の六をかけたのですか、十分の六の根拠というのはい体何ですか。それから、給与水準の上昇率が七・五%とありますが、総理府は人事院勧告を忘れたのではないですか。総理府は本法の人事院勧告の引き上げ率は一体幾らと見たのですか。七・五なんていう数字はどこからも出てこないでしょう。七・五%と給与水準の上昇率を見込んだ根拠は一体何であるか。それから十分の六を乗じた根拠は一体何であるか。それから積み残し分四・五%の根拠は一体何か。それになおかつ二分の一を乗じた根拠は一体何であるか。この点ひとつ明確にお答えいただきたいと思ひます。

○大屋敷説明員　まず十分の六の根拠でございますが、恩給の増額につきましては、四十三年三月に恩給審議会の答申が出ております。それ以後の増額につきましては、その答申の趣旨に沿いました。けれどもやっておるわけでございます。その答申の中身といたしまして、恩給法二条ノ二という調

整規定があるわけでございますが、その具体的な運用方針といたしまして、物価が五%以上上昇した場合には、必要最低限度五%をカバーする。なおかつ、公務員給与との水準にはなだしい格差がある場合には、公務員給与の相当部分を合理的な判断に基づいて調整する、こういうのが答申の概要でございます。そこで、物価につきましては問題がございませんが、いま御指摘のございました公務員の給与につきましては、その合理的な部分と申しますのは、いわゆる給与の中身といたしまして、生活維持分と生活向上分という二つが考えられるわけでございます。その生活向上分というものの、これがいわゆる十分の六に相当する、こういう考え方でございます。

それから次に、今回の増額におきましては、四十三年度の分につきましてはたゞいま御指摘のありましたように物価四・九％、それから公務員給与につきましては七・五％というのを積算の根拠にしておるわけでございますが、この七・五％と申しますのは、四十三年度におきます人事院勧告の本俸の上昇率でございます。これはそのとおりのも数字が出ておるわけでございます。

それから次の二・二五%でございますが、これは今回の増額におきましては二つの柱があります。つまり経過措置分といたしまして残されたた分、これと四十三年度の公務員給与とそれから物価。まず第一の経過措置でございますが、これは恩給審議会の答申におきまして、将来調整規定を発動いたしましたして恩給年額の調整を行なう場合におきましても、この基礎になる現在の恩給額が低ければこれは意味がない。こういう考えに立ちまして、ちょうど審議会の答申が出ました四十三年の三月の時点までの期間を考慮いたしましたして、その当時の恩給年額を底上げしたわけでございますが、それが昨年の法律改正で行なわれているわけでございます。ただし、昨年の法律改正におきましては、物価相当分は全部見られたわけでございしますが、給与調整分、これが残されたわけでございます。これが四・五%という数字になっておると思います。

というわけでございますが、ただ、その経過措置につきましては、本年度とそれから昭和四十六年度の二カ年にわたって行なう。最終的にこういうぐあいになりますして、四・五の半分つまり二・二五、こういうことでございます。

○山口(鶴)委員　そうしますと、生活向上分を十分の六と見た、こういうわけですが、まあいろいろ理屈はつけてもある程度内輪に押えろというところで、六割をかけたということですね。四割が生活維持で六割が生活向上分だ、こうきちつと割り切れる統計的な数字というのはあるんですか。

○大屋敷説明員　六善が生活上分で四善が維持分、こういうものではございませんで、結局公務員給与の中で物価上昇分、これは全部カバーする。そうしますと残った分、これにつきましては、いわゆる公務員の生活を向上さす分である、こう考えるわけでございますが、やはり給与でございしますから、給与と申しますのは、現職者に対するものでございますから、現職者の給与相当分の何か、つまり初任給の調整とか、いわゆる職務給的な分、そういうものにつきましては、退職後の公務員に反映さすのもいかがであろうか。それが物価を差し引いた分の残りの〇・四に当たる。したがって、その残りの〇・六、これはそれ以外の生活向上分、こういう考え方でございます。

○山口(總)委員 それはあまり通らぬですね。そういう意味では、生活維持分が物価上昇分の四・九%であつて、七・五%と四・九%の差額それ自体が生活上分だ、こう見るのがあたりまえじゃありませんか。そうでしょう。ですから十分の六をかける根拠なんというものは私はないと思うのですよ。要するに、それをまるまる見てしまつたのでは、公務員給与にずばりスライドすることになるから、それではまずいから少し押えろ、理屈はともかくとして六割程度をかけろ、現実はこちらのことではないですか。生活維持分が物価上昇率をこえる分は、生活上分と見るのが私は妥当だと思うのです。そういう意味では、理屈が通らぬ算出ではないか、かように思います。どうだと

言っても、そうだと答えるわけにはきつといかぬだろうと思ひますから、私の語に納得といつか、首を下げておきますので、心では納得しておるというよりはよくわかりますから、その程度にしておきます。

そうすると、七・五というものは昭和四十四年の人事院勧告ではなくて、四十三年の人事院勧告の本俸改善分を算入した見たとのことです。そうすると、来年同じようなことをされると仮定すれば、来年は八・七という形にこの分はなる、こういうふうに了解してよろしいわけですね。

○大屋敷説明員 来年と申しますのは、結局四十四年度の公務員給与を見るわけですが、私が現在持っている資料では、本俸の上げ率は九・三という数字が出ております。

○山口(鶴)委員 私も昨年の人事院勧告を持ってきたのですが、昨年の人事院勧告では、俸給で八・七、諸手当で一・〇、その他で〇・五、計一〇・二ですね。九・三と言われましたが、九・三というのは一体どれですか。そうすると、七・五というのは、私も一昨年の人事院勧告をうっかりして持ってきたもので、七・五というのは俸給の引き上げ率ではなくて、それに何か足した九・三と同じような数字になるわけですか。その点事務的なことですけれども……

○大屋敷説明員 ただいま申し上げました九・三という数字は本俸の上がり分、これに對しまして、俸給の基準額でございますが、俸給の基準額に對して本俸の上がる率を申し上げたわけでございます。結局四十三年度における本俸の基準額、基準額というのは平均額でございますが、これに對する四十四年度の上がる分、この割合でございます。

○山口(鶴)委員 そうすると、人事院が勧告した俸給の八・七ではなくて、国家公務員の給与改定をやった場合の本俸の上がった分の平均が現実には九・三になった。したがって、その九・三を来年はとるつもりだ。そうすると七・五というのは

は同じような意味で、昭和四十三年の俸給の引き上げ勧告の率ではなくて、現実に四十三年度の給与改定を実施した場合の本俸の上がった分の平均であるということになるわけですね。

○大屋敷説明員 先生の御指摘の場合でまいりますと、四十三年度におきましては七・一、これが七・五になるわけでありませう。

○山口(鶴)委員 そうすると七・五に押える根拠というのは何だということになりますね。突き詰れば、よく見たということですか。

○大屋敷説明員 俸給の伸び率を考えます場合には、やはり俸給のその時点におきまして基準額、それに對するその年度における実際の伸びた額、この二つの数字を根拠にいたしまして出すのが適当であらう、目下こう考えております。

○山口(鶴)委員 私が頭が悪いのか、わかりにくいですが、まあいいでしょう。悪く見ておるといふなら問題ですけれども、これはあとで、こういう数値を出したのだという資料をいただきたいと思ひます。

そうしますと、四・五の積み上げは、半分としては見たんだから、来年またこれは見るといふことになるわけですか。

○大屋敷説明員 そのとおりでございます。

○山口(鶴)委員 以上、自治省もやりとりを聞いておつたと思うのですが、国家公務員と地方公務員の給与については、どうだこうだという議論がよくありますね。そうしますと、恩給が八・七五引き上げたんだから、そういう意味でそれを

使つて八・九六四を出したというのはおかしいのじゃないですか。自治省がほんとうにやる気があるならば、地方公務員の給与改定の実態に即して計算をし直して、もつと上がつておるなら上げてたつていいんじゃないですか。それはどうなんですか。

○山本(明)政府委員 われわれといたしましては、結局、国家公務員が、先ほど言いましたように恩給に準じまして三万七千七百九十三円という額が出てくる、その額を基礎にして割り戻しをした

というかつこうになっております。おっしゃいますように、地方公務員独自で考えるという方法も一つの方法であらうかと思ひますが、現在のところ、従来の経緯から見ても、国家公務員に準じて改定をいたしておりますので、そのような措置をとつたわけでございます。

○山口(鶴)委員 結局、恩給のほうは、人事院の勧告をいたしました俸給の改定率すばりをとつて、ことしも計算した、来年も計算をするというなら、それはそれでいいと思ひます。しかし、現実に国家公務員の本俸の改定の実情を踏まえて、そして恩給改定の基礎に総理府もやつておられるというならば、それは自治省だつて実態に即してやつたつていいということになるじゃないですか。その点はせつかく総理府がそういうりつぱな計算例を示しておられるのに、単にそれに右へなからえすということでは能がなさ過ぎるではないかというところを、問題点として申し上げておきたい。

それでは次に進んで御質問いたしたいと思ひますが、次はスライド制の問題です。

先ほど山崎委員のお尋ねで、公的年金制度調整連絡会議でいろいろ議論をしていくけれども、いまなおスライドを物価に合わせるか給与にするか、あるいは負担割合を一体どうするかという問題で結論を見ていない、こういう御答弁でございます。ヨーロッパ各国の年金のスライドの状況を見ますと、物価にスライドしているところもある。それから公務員給与にスライドしているところもある。さらにはそれを平均いたしましてスライドさせているところもある。いろいろあるようでありませう。そういうことである議論をしていただくことはけっこうだと思ひますが、大石政務次官もおられるからお尋ねしたいと思ひますが、昭和四十二年七月四日に地方行政委員会ではこのスライド制に對して附帯決議をつけております。このときに当時の藤枝自治大臣と私どものほうで議論をいたしました、統一した機関を設けて少なくとも三年以内にこのスライド制については

国としての方針を出しますといふことを明確にお約束されたのです。そういう藤枝自治大臣の答弁もございましたから、私ももといたしましては、昭和四十二年の七月四日の附帯決議におきまして、せつかく政府が三年と言つておつたわけでありませうから、年限を切るのもどうかということもございまして、年金のスライド制の実施については、すみやかに統一した責任機関を定め、関係機関との調整をはかりつつ、実効ある具体的措置を講ずるよう努めること。こういう附帯決議をつけたのであります。結局、昭和四十二年の七月四日でありませうから、本年の七月四日には三年ということになるわけですね。しかし、そのころ国会が開かれておられるかどうかはわかりませんが、当然現在審議しております第六十三特別国会の会期中に、少なくとも当時の藤枝自治大臣の言明なり、私も当時附帯決議を付しました状況等を考えれば、当然私はこのスライド制についてこうする、こういう政府の案が固まり、国会に報告があつてしかるべきだと思ひます。しかるに、先ほどの御答弁のように、いまなお公的年金制度調整連絡会議ですつたんだ議論をしておるといふようなことでは、私は、これは国会の意思を無視するものだ、こう言わざるを得ないと思ひます。政務次官、いかがですか。

○大石政府委員 藤枝自治大臣とのやり取りのお話もありましたし、そういう意味で公的な話もございますが、政府内に統一した調整連絡会議というものをその後直ちににつくつてやつてきたわけだと思ひます。しかし、大臣もそういうふうな三年以内に実現するように努力いたしたいといふことを申し上げたわけでありませうと思ひますが、先ほど公務員部長からお話のありましたとおり、問題点といふのはどこにあるのかといふふうな、かなり集約されたところまで来ているのではないかと思ひます。したがって、そこらが解決すればいいわけのスライド制といふものの実現になると思ひますが、しかし、その結論が出ないままおくわけにはまいりませんので、実は毎年毎年この題

名の長い法律を出して御検討、御審議を願っている次第でございます。おそろくもう問題点は、私はかなりむずかしい問題点だろうというふうに思いますが、そこが結論づけられてきましたので、検討を急いでやってもよろしいかと思いたいと思います。

○山口(鶴)委員 社会保障制度審議会ですか、その答申を見ても、恩給法の改正のはね返りの形で実施することは遺憾だ、各種公的年金の給付額の調整等については、すみやかに全体にわたる調整の原則を確立し、全体的な視野に立った整然たる調整の措置を講ずる責任があることを重ねて強調するということもいっております。社会保障制度審議会でもそういうことを言っておられる。それからさらに、地方公務員共済組合審議会の会長さんは自治省の先輩である藤井さんのもうありますが、ここでもスライド制について早急に結論を得てやるべきだ、私も地方行政委員会と同じ趣旨のことをいっておられるわけです。

それでは聞きますが、公的年金制度調整連絡会議の中で、一番ものわりの悪いことを言っているのはどの省なんですか。大蔵省給与課長さんもおられるから聞きますが、大蔵省の見解は一体どうなんですか。

○谷口説明員 先ほどの先生のお話でございますけれども、一番ものわりの悪いかどうかは別といたしまして、実は先ほど来自治省の山本公務員部長あるいは政務次官から御答弁がありましたように、公的年金制度調整連絡会議におきまして、われわれも他の公務員共済組合の所管省の一人としてこの会議に参加をして、いろいろな問題について議論に加わっておるわけでございます。別にいままでのところ各公的年金の中にはいろいろなものがございますが、公務員グループあるいは厚生年金グループ、それぞれグループがあります。その沿革その他いろいろ問題がございますが、それをいま共通部分と異なる部分とにそれぞれ分離しながら勉強しておるという状況でございますが、私たちが実は地方公務員の共済組合の所管省

である自治省と一緒に勉強しておるという姿勢でございます。

○山口(鶴)委員 勉強するのはけっこうです。ただ、三年以内に一つの方針を国会に申し上げますという約束をしておるんですからね。これは自治大臣といましても国務大臣なんですから、政府を代表して国会にお約束をしたということでしょう。だから、勉強されることはけっこうだと思ふのですが、お約束を守らぬということについては私も困るんですね。一体いつごろまであります。それならば一体いつまでにこの方針をきめて私どもに示していただけたらいいですか。

○大石政府委員 ここに列席している政府の関係者もそれぞれ国家公務員で、この適用を受ける立場にあるわけですから、無理やりにおそくしようとすることはないと思ふのです。なるべく早くやりたいのじゃないか、内心を思っているのじゃないかと思ふ。極力努力をして早期に実現させるようにしたいと思ふ。

○山口(鶴)委員 委員長、大臣が見えていないのはたぶんこういうことではないかと、先ほどちょっと推察のことを申し上げましたけれども、三年前に自治大臣からそういうお話もあったわけですが、結局、その時期も来ようとしているわけですね。現実にはどうもお約束が果たせぬような状況で遺憾だと思ふますが、少なくとも今日共済組合法を審議しております過程で、一体政府としてはどうするつもりなのかというのを、やはりはっきりお答えをいただきたいと思ふのです。ですから、しかるべき機会に自治大臣なりに御出席をいただいて、そうして政府の考え方を明確に御答弁いただく、このようにひとつ委員長さんのほうに御努力していただきたいと思ふますが、いかがですか。

○菅委員長 さよう取り計らいましょう。

○山口(鶴)委員 それでは、そういうことでこの問題は一応おきたいと思ふます。

次は、附帯決議にもあります問題ですが、短期給付の上限の問題です。

先ほど公務員部長さんのお話ですと、大体様子を見てみると、京都にしても青森にしてもだんだん率下がって行くというふうなお話ですが、ずっと見ていてだんだん下がって行くから別に措置せぬで済むじゃないか、こういうふうに受け取れかねないような御答弁でございました。私はそういう趣旨ではないだろうと思ふのです。昭和四十四年の十月一日現在を拝見いたしますと、青森が掛け金率、負担率が五二、その財源率といいますが、その合計が一〇二二になっております。それから京都が、掛け金率が五二、負担率が五二、その合計が一〇四二ということになっておるようがあります。この二つが著しく高くて、あと岩手が、掛け金率五〇、負担率五〇、合計が一〇〇〇。徳島も、これは掛け金率と負担率がちょっと違いますが、負担が高いとは言えませんが、しかし、合計は一〇〇二になっておる。熊本も同様の状況であります。これに對しまして、公立学校共済等は掛け金率が三〇・四四ということでありまして、市町村職員共済短期給付の掛け率については非常に高いところがあるということになります。国家公務員についても三〇代が多いのじゃないですか。ですから、これは高いのがだんだん下がっていくのを期待しながら見ておるということではなしに、やはり四〇なら四〇の掛け金率をこえていくところについては何とかするとか、その線の引き方はいろいろあると思ふすけれども、著しく高いところについては措置したらどうですか。昨年も当委員会では問題になりましたが、著しく高い分を自治体が見る、見た分については交付税で措置をするということすれば、自治省限りでできる問題ではないかということをお尋ねしましたら、野田自治大臣が、全くそのとおりだ、したがって、これは自治省の責任において断固やります、こういう明確な御答弁も伺っておるのです。それをなおかつ、ことしになって高いのがだんだん下がっていくのを期待しながら

見ておるというふうなことは、私は遺憾だと思ふのです。これは昨年の野田自治大臣の答弁もあり、その答弁を受けた附帯決議もあるわけですから、やたらどうですか。

○山本(明)政府委員 先生のおっしゃいますように、昨年の国会で野田大臣が御答弁なされたことも、私、速記録で読んでおります。先ほどお答えいたしましたのは、だんだん下がっていくのを待って、何もしないという意味ではございません。非常に高かったところが下がっていく、そういうところをもう一年間様子を見まして、先ほどもお答えしましたように、政府管掌健保の保険料率との比較においてそのオーバー分をどうしたらいいだろうかということについても少し詰めてみたい、こういう気持ちでございます。この一年というの、一年一年とこう延びていくというつもりではございませんで、そういう実態をもう一年ひとつ見てみようじゃないか、こういうつもりでございますので、その点は御了解いただきたいと思います。

○山口(鶴)委員 この点は先ほど冒頭にお尋ねしましたように、昨年せつかくの大蔵省の御答弁もあつたわけですから、自治省をバックアップする意味で、また十分私も野党で相談をいたしたいと思ふます。

それから次にお尋ねをしたいと思ふますが、私どもは当面共済組合としてはこの程度のことをやたらどうかというのを、先ほど私が読み上げましたわが党提出の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の中で申し上げておいた次第でございます。特に長期給付につきまして、短期給付も同様であります。長期給付に要する負担の割合、そのための組合員の負担といふものが著しく高くなりつづいてあります。少なくとも公的負担を――百分の十五といふことは他の厚生年金その他と比較においても不届きではないか、これを百分の二十にするのは当然ではないか、ということが、前々からあらゆる方面から意見となつて出ておるわけでありまして、先ほど紹介い

たしました地方公務員共済組合審議会等におきましても、そういう趣旨の意見を出しておるわけでありませう。自治省としましては、毎年毎年予算要求の際に、これは百分の二十を持つべきだということとで要求をしておるわけでありませうが、たぶんことしもされたのではないかと思ひます。その点はどうか、その結果はどうなつたか、お尋ねをいたしたいと思います。

○山本(明)政府委員 おつしやいましたように、附帯決議もございましたので、自治省といたしましては要求をいたしました。しかし、これは国家公務員の共済組合等の関係もございまして、従前どおりというふうになつてしまつたわけでございます。

○山口(鶴)委員 大蔵省、おられますね。何でもこれは百分の二十を認めぬのですか。百分の十五で押える根拠というものは、一体どこにあるのですか。

○谷口(鶴)説明員 社会保険におきまして国庫負担のあり方につきましては、先生十分御承知のとおりに、いろいろ議論がございませう。もちろんこの根拠につきましては、たとえば保険料のみでは適当な給付水準を維持することが困難である、あるいは被保険者も所得が低所得層に及ぶ、こういう場合、あるいはその事故の性質上、被保険者及び事業主だけに費用を負担させるということが必ずしも適当でない場合、こういう場合には、確かに国庫負担の緊要度に従ひまして、かつ社会保険制度全体の均衡から負担の問題を考へていくというところがございます。しかしながら、他方、国の財政力に應じて低所得層に重点的に配慮していくという問題がありませうので、われわれとしては、実は財源の効率的配分という見地から検討させていたおいておる、こういう問題でございます。

先ほど来、国家公務員の共済組合については一五％であるということ、先生お話しのおりでございませう。同時に、地方公務員共済組合のほうもこれになつて一五％になつておるというところでございますが、この一五％に関連をいたしまして、

て、先生お尋ねの二〇％にしてはどうかということをお話でございますが、この二〇％につきましては、現に厚生年金が二〇％になつておるというふうなわけで、われわれも承知をいたしておる。ところが、御承知のとおり、掛け金の問題と給付水準の問題とはいつもうらはらで考へていかなくてはならない、私どももかように考へております。しかし、厚生年金の場合の給付水準と共済組合の給付水準とどうなるかということ、この二〇％と一五％とを比較して給付額算定の基礎俸給がわれわれの場合と違うということ、そういうことから考へまして、現実には厚生年金の二〇％と国家公務員共済組合の一五％とは必ずしも不均衡ではない、私どもはこのように考へさせていたおいております。

○山口(鶴)委員 十年一日同じようなことを大蔵省は言つておられる。給付内容が違ふとかいろいろ言つておられるのですけれども、しかし、自治省でも、それからまた国家公務員共済組合は三〇％の負担にすべきだということを言つておられます。そういう状況でなおかつ大蔵省だけがそういうようなことを十年一日のごとく言つておるということ、私は時代の推移を無視することではないのかというふうに思ひますを得ません。

自治省のほうにお尋ねしますが、予算要求だけはまわりでわあわあ言うから、一応二〇％にしておけばいい、あとはどうなつてもかまわぬ、一応要求だけしておけばいいじゃないかというふうな態度では、私は困ると思ひます。当然自治省のほうとすれば、二〇％要求したのであるから、いまの大蔵省の給与課長さんの御答弁に対しては、こういうものはおかしいじゃないか、われわれとしてはこう思ふ、こういう御主張があつたと思ふのです。ひとつその御主張を堂々と述べたいだきたいと思ひます。

○山本(明)政府委員 私たちといたしましては、

やはり先生のおつしやいますように、地方公務員の立場に立つてこの問題を主張すべきであらうと思ひますけれども、何といひましても国家公務員の共済組合との関連がございまして、それをこゝろとすることがなかなか——同じ公務に携わる者として国家公務員、地方公務員という立場から見ますならば、やはり準じて、あるいは同じ方向で仕事をしていくというのが一つのたてまえであらう、このように考へますので、国家公務員との均衡というものを中からやむを得ず——要求はし、最後までがんばつておりますけれども、国家公務員との関連におきまして、これに同調をしてしまつておるというのが実情でございます。その点御了解をいただきたいと思つております。

○山口(鶴)委員 同じようなことを繰り返すことになるでしようからやめておきますが、地方公務員のほうには国家公務員のほうを見ている、国家公務員のほうには、いや給付内容が厚生年金とは違ふんだから、一五でいいんだというふうなことを言つておつたのでは、いつまでたつても問題の解決ははかられないと思ひます。これにつきましても、自治省としても二〇％を要求している以上は、当然根拠があるはずなんです。十分その点は政府内部におきましても議論をして、そして私としましては——何も自治省の大先輩である藤井さんがめちやくちやな理屈でもつて二〇％にせいと言つておるわけじゃないでしよう。地方公務員共済組合の仕事に携わつておる方々とすれば、当然二〇％にしてもらわなければ困る、こういう実情があるからこそ、そういう要望を繰り返しておるわけでしょう。また、私もそういう実情を見まして、国会としましては附帯決議もつけておるわけでございますから、この点十分勘案をいたしまして、さらに努力をしていただきたい、強く要請をいたしておきます。

時間がございませぬから、それでは地方公務員災害補償法関係についてお尋ねをいたしたいと思います。まず、これも委員長にお尋ねしたいのですが、

調査室は、われわれの法案審議に關係しまして資料をおつくりになるのが役目じゃないかと思ひますが、今回どういふ意味ですか、地方公務員災害補償法については資料をおつくりにならなかつたやうです。聞くところによりますと、毎年問題になるのですが、予算のワケがあつて、予算が終つてしまつたので、どうも出せぬということをよく調査室は言うわけですが、私はそういうことでは困ると思ひます。私どもが法案審議に必要な資料については——予算につきましては若干弾力はあるでしようから、必要な資料は調査室において法案審議以前に出すということ、委員長さんとしてはぜひともお取り計らいをしていただかなければならぬと思ひますが、この点はいかがでございますか。

○菅委員長 ちょっと室長さんいますか。どういふ事情で出ておられません、ちょっと聞いてみます。——山口委員に申し上げますが、全部の法案について必ずしも出してないやうでございませう。今回のは出さぬというので出しておられますが、何か特にそういう御要望もあれば、相談をいたしてみます。全部に出しておるわけでもないやうでございまして、特にそういう必要のあるものに出しておる由でございます。ですから、特に御要望があれば、相談をいたしてみまして、後日お答えをいたします。

○山口(鶴)委員 以前にも出さないことがございまして、今回はどうか知りませんが、以前は予算のワケが終つたからというので、お出しにならなかつたやうであります。これは全部出すのを原則として今後とも運営をいたさうに、これは審議をいたします委員の側で要請をいたしておきたいと思ひます。

○菅委員長 御要望はよく承つておきます。あとでまた申し上げます。

○山口(鶴)委員 災害補償につきましてはいろいろお尋ねしたいことがありますが、時間の關係もありますから、しばらくお尋ねをしたいと思います。

す。

われわれといたしましては、現在法律で規定されておりますような給付内容ではきわめて不備であるといふことから、わが党といたしまして考え方をまとめまして、これは参議院に地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案としてわれわれの考え方を提示したいと思っております。したがって、そつうした基本的な問題につきましては省略をいたしておきたいと思ひます。

ただ、私どもが附帯決議としてつけた事項があるわけでございます。特に昭和四十三年五月二十四日、地方行政委員会において附帯決議として次のようなことをつけました。

一、給付の改善、特に死亡事故の遺族給付を一時金と年金の併金とする等について検討すること。

二、平均賃金の算定方法とその算定基準を早急に改善すること。

三、警察官の補償件数が極めて多く、その主たる原因は、警備動員にあることにかんがみ、国の命令による場合は国において補償すること。

右決議する。

こうなつておるわけでありまして。特にこの三項について申し上げますと、結局基金をつくるわけですが、その基金はワクは同じわけですね。そういう中で、特に警備動員のために被害をこうむる警察官の方が非常に多いという場合におきましては、その基金のワクを警察官の補償に多く食われるというところであつてはおかしいではないか、しかもこの警備動員たるや、国の命令によるという場合が非常に多い。現実にはいろいろな状況を見ましても、直接警察官の方が現地にちかひかたて指揮、命令をしておられるというケースが非常に多いわけでありまして。そういう場合におきましては、地方の財源で積み立てました基金を国の命令によつて出動した警察官の災害にのみ食われるといふことであつては筋が通らないのではないか、こういう趣旨でこの附帯決議をつけたわけであり、

一項、二項の附帯決議についてもそうでありまして、特に三項の附帯決議につきまして、その後いかに検討され、どう処置いたしましたか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○山本(明)政府委員 警察官の災害に對します受理件数は実はまず調べてみました。四十四年、四十四年に大体全体といたしまして三万七千件ございまして。そのうち警察職員につきましては一万六千五百件ほどございまして、四十四年には一万四千五百件といふふうに減つております。全体としては大体三万七千件程度でございまして、微増しておるでございまして、警察職員につきましては、いま言いましたように、減つておるといふ現実が一つございまして。おつしやいましたように、警備動員に基因する警察官の受けた災害を国において補償するということにつきましては、一つにはこの警察官の身分が地方公共団体に属しておる。そういう属しておるために、国の要請の場合に限るといたしまして、補償の帰属というのがその所屬団体以外のものであるということについて、非常に補償制度の中で問題がございまして。これも関係方面と折衝をいたしました。御趣旨の点も、国会の附帯決議もございまして、折衝をいたしましたけれども、所屬団体以外に補償をさせるということの問題が一つあつたわけでございます。しかし、この種の事案がだんだんふえていく傾向にございまして、一つの大きな問題になつてくるのではないかと考えておりましたけれども、四十四年度の状況を見ますと、必ずしもふえておらないといふこととございまして、これも發生の状況あるいはこれに伴いますところの所要經費が基金の運営にどのような影響を与えていくかといふこと等につきまして、基金充足以来まだ間が短くございまして。もう少し様子を見まして、議会の御決議の趣旨に沿うように努力しようといふことで、本年一年そつういかつて調査をしたといふこととございまして。したがいまし、今回法律の中には書くことをしなかつたといふのが実態でございまして。

○山口(鶴)委員 件数は、四十三年に比べれば、警察官の場合四十四年は若干減つておる。しかし、割合からいふと非常に多いのじやないですか。地方公務員災害補償法の基金、これに關係する総人員は何人であつて、そのうち警察職員は一人何人ですか。割合を言へば、私は相当低いと思ひます。しかるに、件数の中ではほぼ五割近い四〇%ちよつとこえていますね。国家公務員の場合、こういうことはいいでしょう。国家公務員の場合、それは国家公務員たる警察職員もおりますが、率も非常に少ないでしよつけれども、五割近い補償件数を警察官の方が占めておるといふことはなかつたと思ひます。総人員何名、このうち警察官の割合は幾らですか。それとこの補償件数の割合を比べれば、著しく高いといふことは言えるのじやないですか。

○山本(明)政府委員 おつしやいましたように、件数の中に占める割合は四五%と警察が非常に高うございまして。清掃は一五%ですから、半分が警察官だといふことは、これは間違ひないことだと思つております。ただ、したがつてそれだけに負担金の率のほうも、同様に教員それから清掃職員、運輸職員とこつういふに職種別に区分をいたしました。負担金の率も、いま申しました發生件数が多いいものですから、これは大体高く取つてゐる。給与の総額に對する割合は警察職員は千分の二・八といふふうに取つております。その他の職員でございまして千分の〇・六、教員でございまして千分の〇・三といふことになつております。災害の發生件数の状況に應じて負担金を取つておりますので、いまおつしやいましたようなことは、直接響いてくるといふふうに私たちは考えておらないわけとございまして。

○山口(鶴)委員 ○六、〇・三という割合は低いことはわかりますけれども、しかし、基金に對して一体どれだけの資金を出しておるのか。それに對して發生件数で四五%を占める警察官の支給割合が一体どうなのか。だから、基金に金が集まつてくる状況と支払い状況とはたして見合つてい

るかいな。これはやはり具体的な数字をあげてもらわねと困ると思うのですが、それはすぐわかりませんか。率だけは低くなつておるといふだけでは、理解しがたいですね。

○山本(明)政府委員 ちよつといふまでもたは資料をつくつておりませんので、さつそく調べたいと思つております。

○山口(鶴)委員 それじやこれは連休後も引き引いて審議をするようでありますから、基金に對して資金を出します割合が一般都道府県職員、市町村職員、それから警察職員、教職員がどうなつておつて、それから支給いたします割合が一体どうなつておるのかといふことを、ひとつ表にしてわかりやすく提示をいたしたいと思ひます。その上でその際にまた、保留いたしましたして、御質疑をいたしたいと思ひます。

次に、運営審議会ですが、使用者、学識経験者、こつうなつておまして、使用者の代表が入つて、労働者、雇用人の代表が入つておられません。私は、労災等の運営を考えれば、当然これは三者構成にすべきではないか、かように思ひます。

それから支部、本部の審査會に對しまして参与の資格を法律でもつて明確化するといふことも、これまた他との均衡の上からいって必要ではないかと思ひます。こつういふことを当然、今回改正いたしますならば、改正すべきであつたと思ひますが、この点に對するお考え方をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

それから審査會の審査であります。これが全く非公開で行なわれているといふ状況だそうでありまして。現在地方公務員災害補償法が適用になりまして、その対象になつておりますとえは都市交通の職員の方々に對して考へてみれば、この法律ができる以前は労災適用だつたわけですね。労災適用の場合は、当然この審査會は公開で運営するといふこととございまして、不服の理由等を堂々開陳する機会もあつた。また一般の職員にしてみれば、人事委員會等で公開で審査をするといふことも可能だつたわけですね。しかるに、国家公

が、しかし、やはり法律上、制度上、三者構成といふことを明確化したほうがいいのじゃないか。まあ実質的に推薦する者を入れておるといふ実態は、私も承知しておりますけれども、制度上をどういったことを明確化してはどうか、こういう意味

私は思うのですね。そういう事情も考えて、ぜひ早く公開發表の要求があつたら、堂々するといふうちに踏み切るべきだと思ふのです。通産省の方でもおられますから、通産省としてはどう処理されるのか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 通産省はそうなんです。
そこで、自治省にお尋ねしたいと思うのですが、同じ各省で、通産省は堂々としていた態度が、同じ各省で、行政不服審査法、同じ法律

書いてあるわけじゃないのですから、要求があれ
ば公開にするというくらいのことをやったって必
然だと思ふのですが、いかがですか。特に、通
省というわれわれのほうから見れば何か大企業

ことはかり一生懸命やつておるように見える通産省ですら、やるべきことはきっちりやる。まして自治省においておやという感じが強いのですが、いかがでしょうか。

○宮澤政府委員 問題の性質から申しますと、あるいはおこたを返すようなことになるかもしれないが、ただいま御指摘になりました通産省関係の事案は、まさに当該地域住民、広い地域にわたってかなり利害関係のある、非常に関心のある事件であらうと思います。こちらの公務災害補償の審査は、そういう意味の一般的な地域住民の利害関係という意味において、私、多少性質は違いますが、印象としてはますますそういう印象を持ったわけですが、しかし、問題の本質は、結局いまだ法律では、行政不服審査法の手続でやることになっておりますから、そこで、行政不服審査法では非公開なのか公開なのか、こういうところが一番問題だらうと思います。通産省の手続も行政不服審査法の手続のようでございます。私も主官省である行政管理局と連携をとって話を詰めましたところが、行政不服審査法というものは非公開でやるのがたてまえである、こういうことでございます。私は、問題は、行政不服審査法が公開を許すのか許さないのか、あるいはおっしゃる通りに、当事者の申し立てがあったときは公開を許すというたてまえでありますならば、そこで考える余地はあらうと思ひます。なお、その点は行政管理局のほうとも折衝いたしてみたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 埼玉県の学校の先生がなくなつた事件で、公開にしろたいという申し出があつた事案があつたのは、あるいは部長さん御記憶あるかと思うのですが、ことしですかね。これは古い校舎なんですよ。古い校舎ですき間風がどんと入るような職員室で、たまたま——私も記憶ですから、あるいは正確でない部分があるかもしれませんが、卒業証書に判を押すので夜おそくまである先生が仕事をしておられた。それが原因で脳溢血

で倒れた。こういうふうに遺族の人は申し立てるわけですね。ところが、これは公務災害にはならぬということで、地域住民が、そういうことでは、学校がぼろですき間風が入るようなところでは先生方が来てくれぬようなことになっては困る。やはり住民の間からも、そういう状況を認めて、そして労災適用にすべきだという意見がずいぶんあり、署名等も行なわれたというのを聞いておるのです。宮澤さんが地域住民云々と言われましたから、私は例に引いたのですが、この労災適用の問題は、確かに一見ならぬ当該の方あるいはその遺族の場合というふうに限定して考えればそれなりかもしれませんが、場合によりましては、これが当該地域の教育とかあるいは行政の進展とかいう意味では、地域住民の利害と大きくかかわり合ひ、住民の人たちの大きな関心と呼ぶという事案になることもあり得るわけですね。ですから、そういうことだけで通産省と自治省は別だということでは、私は困ると思ひます。

しかし、宮澤さんの御答弁の趣旨は、行政管理局がこれに対して一体どう扱うか、どういう判断をするのかということが問題だ、こう言われました。しかし、通産省のごとく、これは行政管理局と連絡したかどうか知りませんが、やはり通産省自体としてそういう方針をおきめになったケースもあるわけですね。ですから、そういう点をひとつ十分御判断をいただきたいこと、またこの点行政管理局の判断が問題だというなら、きょうは行政不服審査法の二十五条の審理方式があくまで非公開なんだ、こういうかたくな態度を行政管理局がとるのかとらぬのかという点をひとつ議論しなければならぬと思ひます。したがって、その点もひとつ委員長のほうでお取り計らい願ひたいと思ひます。

○菅委員長 承知しました。
○山口(鶴)委員 それでいいですね。
○菅委員長 はい、よろしくでございます。承知

しました。
○山口(鶴)委員 その点、保留いたしました、一応きょうは終わっておきます。
○菅委員長 和田一郎君。

○和田(一)委員 山崎先生、それから山口先生の御質問と相当に重複する点があると思ひますけれども、また別な角度のほうから申し上げますので、ひとつ御答弁のほうもよろしく願ひしたいと思ひます。
まず短期給付について、両先生からも御質問がありました。公務員部長からも今後見ていくというお話がございました。公務員部長がおっしゃつたのは、いわゆる負担金、それから掛け金が下がっているところがあるとおっしゃいましたけれども、逆に上がっているところがあるのですけれども、その点についてはどうお考えですか。

○山本(明)政府委員 先ほど私が申し上げましたのは、著しく高いところに対してどういう措置をとるかという問題をわれわれとしては考えておる。そこで、高いのが、先ほど言いましたように、青森とか京都が非常に高かった。これが四十三年のときに千分の五十五とか高かったものから、これをどうするかという問題があつたものですから、これを漸次低減の方向に向かつておる。要するに安定しておらない。

〔委員長退席、砂田委員長代理着席〕
そこで、安定した状態でこの問題をつかまえて、原因その他の究明をしながら何とか措置を考えてやろうではないか、こういうつもりで申し上げたのでございます。したがって、高いものは下がってくる。下がったものは上がっていく。一定のところまで、いま言いましたように、それをオーバーした分については何とか自治体から補助金を出す、その補助金の財源を自治省がお世話をする、こういうような方法を考えてみたい、こういうことを申し上げたのでございます。

○和田(一)委員 それではもう一ぺん私が質問をやり直します。結局財源が組合によって格差があるといまおっしゃいましたけれども、おおむねの

現状、それから経営状態を、かいつまんで申し上げますから、おっしゃってください。
○山本(明)政府委員 平均いたしましたと、掛け金率は四十三年が八・六、三、四十四年が八・五・六、それから四十五年の四月一日で八・四・八というふうにして漸減の方向にあります。中には出入りがありますけれども、大体こういう傾向であります。ということで、最近はかなり短期経理のほうの経理内容がよくなつてまいっておるということをつかまえてみたい、こういうつもりでおるわけでございます。

○和田(一)委員 医療関係がまた上がります。この間も国民健康保険の質疑がありましたけれども、その中でも御答弁にあったとおり、これから上がるであらうというふうなことをおっしゃいました。全体的にそういうふうな医療費が上がっているということ。下がっていることはけっこうでございますけれども、この私がいたいた資料の中で栃木県、福井県、兵庫県、和歌山県は上がっている。昭和四十二年から見まして昭和四十五年の四月一日予定として、上がつておる。それからいただいた資料の中に経営状態が書いてあります。その中で不足金というものがあつたのです。この不足金というものはどういふものか、ちよつと教えてください。

○佐野説明員 これは単年度収支を出しておりますが、その年度で収入が給付に不足した場合に、不足金を計上してあります。
○和田(一)委員 結局単年度の赤字ということですね。

短期給付の場合、たとえば国家公務員のほうから考えてみますと、国家公務員の場合は、掛け金率の安いところなんか千分の二十七ですね。衆議院の皆さん方が二十七です。ところが、これはまたものすごく高いところがある。特に市町村関係の職員共済で一番高いところが五十。ずいぶん違いがある。この違いは一体どこから出たんですかね。

○山本(明)政府委員 具体的にはなかなかつかん
でおられませんけれども、結局短期給付で地域的な
格差がある。東北とそれ以外の地方と比べた場合
に、東北が高い。あるいは地域的に偏在をして
おたり、それから市町村の職員の内容といいま
すか、医療を受ける実態といえますか、そういう
ような差が出てくるのじゃないかと思うのですけ
れども、実はまだ具体的にはどういふのが原因で
あるかというところを最終的に詰めておりません。
先ほど申ししたのは、そういうものを詰めたが
ら、たとえば必要ないものは必要ないでやめても
らう、あるいは付加給付はこういうふうにかつて
やつたらどうかというところを検討してもらいた
いということを考えているのでございまして、率直
に申しまして、具体的にどの地方団体がどうい
うかっこうだということは、つかんでおらないので
ございまして。

○和田(一)委員 一人当たり一年間に給付した
額、いろいろありますけれども、おおむね二万八
千円見当で、いろんな組合ごとにずっと全国出て
いるのです。地方ごとにそんなに差はないで
すね。

○山本(明)政府委員 私の申ししたのは、職員
の年齢構成とか給料の差によりまして掛け金率、
掛け金の収入といいますが、それが違ってくるわ
けです。東北地方が高いというものは、東北地方の
給与が低いから掛け金がどうしても高くなつてく
るのじゃないか。家族構成もあるでしょう。そう
いうようなものもあるのじゃないかという気がす
るのであります。したがって、その一定のオー
バーした分は何かめんどろを見てやらなくては
いけないじゃないか、こういう基本的な態度でお
るわけでありまして。

○和田(一)委員 おことは返すようですが、そ
うすると、国家公務員は賃金が安いということ
ですか。

○山本(明)政府委員 ラスパイレス方式で比較を
いたしますと、町村が大体九〇%くらいござい
ますが、府県が一〇八、大都市が一一二、三とい

うことで、国家公務員よりも地方公務員のほうが
給与が高くなるのが現実でございます。

○和田(一)委員 短期給付についてお二方の先生
のおっしゃったように、これは厚生省も関係する
問題でありますけれども、全力をあげて改善の措
置を要望したいと思ひます。

次に、いわゆる共済組合の長期給付のほうで
す。これはいろいろ議論されておりましたけれど
も、恩給にならつて種々の改正が行なわれてい
る。実際問題、これはこれからまた将来を考え
て、こういうかね合いはどうなんでしょう。今
後の見通しについてお聞かせいただきたいと思
ひます。

○山本(明)政府委員 現実には、やはり地方公務
員の中でも恩給法の適用を受けておった官吏とか
そういう方が実はおられます。したがって、それ
との関連がありまして、やはり恩給法との関連
を私たちがとしては考えざるを得ない。しかし、これ
が新しく共済組合が発足した三十七年以降の者は
かりになりますと、これは恩給法との関連が切れ
てまいります。必ずしもそれとの調整という問題
は出てこないのじゃないかという気はいたしてお
りますけれども、当面のところは、われわれも現
在の最近まで官吏としての年限があるわけでご
ざいますから、恩給との関連は抜くわけにはいか
ぬだろう、かように考えております。

○和田(一)委員 恩給法の場合は二万四千円ペー
スですね。共済のほうは二万四円ベース、両方で計
算が合つてきまして、三万七千七百九十三円、こ
れがベースです。しかし、現在の公務員ベースは
どのぐらいになっておりますか。

○山本(明)政府委員 六万一千円ベースになつて
おります。

○和田(一)委員 その格差というのに対して、
まあ考え方の問題でしようけれども、どのように
考えていらっしゃるのですか。

○山本(明)政府委員 これは恩給が二万四千円
ベースであるし、それから地方共済のほうは二万
円ベースで、それに一定率をかけた給与ペー

スとの比較をしながら計算をしておるわけでは
ありません。今回の改正によりまして三万七
千円になりますので、それは四十一、二年ごろの
給与ベースに合うようになつてくるのじゃない
でしょうか。これはおかれておるといふのは
間違いない事実でございます。したがって、私
のほうはそれを受けて、三万七千円の恩給のペー
スを逆算して二万四円ベースで率をかけて、額は同
じにしてある、こういうのが実態でございます。

○和田(一)委員 これを見ますと、たとえばグラ
フにするとよくわかると思うのですけれども、給
与ベースのほうはぐっと上昇していき、ところが
このほうはおそい。この差をくつつける意思があ
るのです。その点、どうですか。

○山本(明)政府委員 これは恩給法の担当の方の
責任になると思ひますけれども、われわれとい
たしましては、これをできるだけ近づけてもら
う。したがって、スライド制という問題もここから出
てきて、物価を基礎にしたらいのかあるいは給
与を基礎にしたらいのかという問題が出てくる
大きな要因であらう、このように考えておりま
す。

○和田(一)委員 今度の改正で、全部の方が恩恵
を受けるのはちよつと計算の上では考えられな
い。大体二年半くらいかそれくらい前にやめた方
は何か恩恵がなされるのじゃないか、その後の方は
何ら恩恵がない。その差があまりあり過ぎる、こ
ういふ議論があるのですけれども、それについて
どうでしょう。

○山本(明)政府委員 今回の恩恵を受けます者
は、旧法年金あるいは新法年金合わせまして、大
体十六万二千人ほどでございます。それから府県
の退職料等によりまして恩恵を受けます対象人員
が二十三万人ほどでございます。合わせまして、い
ま申しました方たちが利益を受けるというだけ
でございます。二百四十万くらいは職員につきま
して直ちに利益を受けるかどうか、あるいはやめ
た方全部が受けるかどうかということになります
と、問題があると思ひます。

○和田(一)委員 その点皆さん方のお考えはどう
なんでしょうか。確かに皆さん方のようにまだ恩給法
のある方もいらつしやるでしようけれども、これ
からだんだん減つていく。言ひ方がまずいかも知
れませんが、しかし、共済の場合はこれ
から真価が発揮できる、そういう段階ですね。い
つまでもあとを追つかけているよりも、やはり実
情に即してやつていかなければならぬのじゃない
か、このように私は考えるのですけれども、恩
給のほうを気がねしなくてつこうですか、ひ
とつ自治省の考え方を、これは行政局長から……

○宮澤政府委員 先ほどからいろいろ御議論が
あつたところでございまして、確かに恩給と離れ
て地方公務員の共済制度のベースアップを考えて
いくということは、先ほど御議論がございまし
たスライド制とも非常に大きな関係があるわけ
でございます。しかし、スライド制につきま
しては、先ほどのお話もありましたように、これを
現するということについてはなお各方面にいろ
ろ議論がございまして、したがって、現状のと
ころでは、いわゆる恩給追従方式ということで例
年御審議を願つておるわけでございますが、私
どもは、これは決していいとは思ひませんけれ
ども、現状としてはやむを得ないのではないかと
思ひます。

その場合に、それでは恩給が現在の公務員ペー
スにどのくらいついていけるか、これが一つ問題
であらうと思ひます。御質問の点から申します
れば、恩給が現在の公務員ベースにびつたりつ
いていけるならば、御趣旨のようなことはスライド
制とは離れて実現ができるわけでございますけれ
ども、これも恩給と一般社会の公的年金制度の関
係でございます。あるいは国庫の関係ということ
でございまして、あるいはあるということござ
います。恩給におくれがあるということございま
すので、現状としては、私どもはやむを得ないこと
ではなからうか。ただ繰り返しますが、先ほど御
議論がございましたように、スライド制というよ
うなもの、具体的な方策が導入されましては、
恩給と一応形式上も離れて、公務員の給与な

り物価水準というものを勘案しながら、地方公務員の共済ベースも変えていかれる、こういうことだろうと思いますが、これはまだ将来の検討事項というふうに申し上げざるを得ないと思います。

○和田(一)委員 それでは政務次官にお聞きいたしますけれども、いまお二方の御答弁がございましたけれども、今後の推移に待つということでありましたけれども、政務次官の立場として、政府としては今後さらに検討していきたいとおっしゃるでしょうけれども、あなたの御決意のほどをお聞かせいただきたい。

○大石政府委員 たくさん問題点を含んでいることは、私も、何ともいいますか、専門家ではありませんけれども、あると思います。その矛盾を一体いつまでに實際解決し得るかということについては、私も自信がありませんけれども、御議論の方向というものは十分くみ取って善処したいと考えております。

○和田(一)委員 年金制度施行前の市町村の吏員または雇用人の在職期間の通算について附帯決議に出ておりましたね、検討しているかどうか。この御答弁で調査をしていきたいというお話があったと承っておりますが、その点についてどうなっておりますか。

○佐野説明員 これにつきまして、昨年七月調査いたしました結果、現在職者で、雇用人が二千四百九十八、吏員が二千五百五十五、それから退職者で雇用人が六百五十七、吏員が三百四十七、合計いたしました、五千六百五十七人という数字があるということが、共済組合から報告に出ております。

○和田(一)委員 その場合のいわゆる予算ですね。どういふふうになっておりますか、財源的に。

○佐野説明員 まだ具体的なこの人たちの経歴はつきりつかめませんが、推計いたしますと、一人約年間五万円、この期間を通算いたしますと、金額がふえる計算になります。そういったしますと、年額で平年度が約二億八千万程度かと思いま

す。

○和田(一)委員 そうしますと、これはどのようなにされる予定ですか。

○山本(明)政府委員 これは当該団体から追加費用で取らざるを得ないのではないかと思います。現にそれぞれの団体から追加費用を取っておりますから、その団体の職員でございまして、追加費用をその団体から取らざるを得ないのではないかと、このように考えております。もうちょっと検討してみたいと思います。

○和田(一)委員 本会議が近づいておりますので、次に進みますけれども、積み立て金及び余裕金の運用ですね。これを運用しておりますけれども、この割合についてどうなっているのか、まずその概況をお聞かせ願いたい。

○山本(明)政府委員 一つには銀行等への預貯金、これが一つございまして。それから一つは地方公共団体の一時借入れに対する貸し付けというのがございまして。それから信託業務を営む銀行、信託会社への金銭信託です。それから国債、地方債の取得の方法、これを買うという方向、大体この四つがございまして、それによって安全かつ効率的に運用することになっております。

○和田(一)委員 組合員の皆さん方が、最近では住宅の貸し付けを希望していらっしゃる。また、いろいろな生活の、いわゆる福祉充実のための貸し付けをやっているらっしゃる。それで毎年積み立てられる金額の中から大体三分の一は公営債を買うようにというふうになっておられるのでしょうか、その率はずっとそのままでいられるわけですか。

○山本(明)政府委員 政令で三分の一になっておりますので、これはこれで一応いきたいと思いますとおっております。

○和田(一)委員 それではもう少し皆さん方の、いわゆる生活の充実といいますが、福祉充実のために使っていくたいという御希望があつたことにあるわけですが、その点についてのお考えはいかがでしょう。

○山本(明)政府委員 そういふ御要望があることも存じておるわけでございますけれども、厚生年金と比較をしてみますと、厚年の関係は保険料で納めたものが、そのままするつきり大蔵省の預金部に入りまして運用されている。その率というのは、大体地方共済の資金から見ますと、六、七割くらいになります。当方が三分の一であるというところから考えますと、まるつきりそのままするというくらいになります。こちらが一部使ふことになる、こういう関連がありまして、われわれとしては、この程度がいいのではないだろうか、このように考えております。

○和田(一)委員 いわゆる業務上の資金運用についての長期的な計画は出ておるでしょうか。

○山本(明)政府委員 これは後年度に支払いをすべきもの等ございまして、長期等につきましては、やはりそういう長期的な展望に立つて運用はなされていかなければならない、またそういうことが運用されていると考えております。

○和田(一)委員 今度は災害補償についてお聞きいたしますけれども、これは始まって三年くらいであるということ、実績はどうかというふうな問題がありますけれども、先ほど山口先生の御質問にお答えになりましたが、現在の実情とそれから今後の見通しについて、もう少し詳しく話してくれませんか。あまりにも要点ばかりおっしゃるものですから、こっちは頭が悪いものですから理解に苦しむのです。

○山本(明)政府委員 資料を出しますので、ちょっとお待ち下さい。――四十三年度の決算が出ております。四十四年度はまだ出ておりませんが、四十三年度につきまして御説明を申し上げますと、まず事故件数につきましては、先ほど申し上げました三万七千件でございます。そのうち警察職員が一萬六千五百八十五件で一番多い。清掃がその次で五千四百七十六件でございます。あとは教員その他の職員、それから電気、ガス、運輸事業が大体千二、三百件から約二千件くらいでございます。そこで今度は経理の面から見ますと、四十三年度は

十九億の予算になっております。そこで負担金が十八億、大体ほとんどが負担金でございます。それから支出の面から見ますと、そのうちの補償費、それから福祉施設等を合わせまして、これが約十八億ほどございまして、十九億のうちのほとんどが補償費に使われておる。療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償、こういうことが使われておるというのが実態でございます。それ以外に特別補償経理というのがございまして、三十七団体が休業補償をいたしております。これが一億八千万程度で運営がなされておる。そのうち負担金が一億八千万でございます。ほとんどが負担金で収入をまかなっておりますが、支出のほうでは、大体補償費が一億五千万程度出ておる。そしてこれが四十三年度でございますと、若干三千五百万ぐらいの赤字が出てくる、こういうのが実情でございます。

○和田(一)委員 その休業補償についてですけれども、この災害補償のほうは、いわゆる公務災害で百分の六十、ところが共済組合では、いわゆる私傷病で百分の八十、こうなっているわけですね。ここで大きな差がある。労災が百分の六十ということだからだと思っておりますけれども、そのことについて、どうなんでしょうか。

○山本(明)政府委員 現在休業補償につきましては、お説のように、平均給与額の百分の六十を支給いたしておりますが、別に福祉施設ということでは休業補償金、これが百分の二十を支給いたしております。そうしますと、実質合わせまして百分の八十ということ、国家公務員も同様な取り扱いをしておるわけでございます。

○和田(一)委員 なぜ、これは休業補償でなければならぬのでしょうか。これは、地方公務員災害補償基金業務規程の中の休業補償金ですが、その点どうなんですか。

○山本(明)政府委員 一つには、休業補償の率が百分の六十というのは、ILO百二十一号条約です。これでできているとします水準がやはり百分の六十でございますので、大体国際水準にいてお

るのではないだろうか。ただ、それだけでは不十分でございますから、国家公務員とか、それから共済組合におきましては、百分の六十にさらに上乗せをしておるといふ状況でございます。したがって、地方公務員だけで百分の八十にするのはいじやないかというお説でございますが、これは他の災害補償法との関係がございまして、一応百分の六十に上乗せをしておるといふのが実情でございます。これを上げることは、なかなかむずかしいのでございます。実質が百分の八十ならば、上げたいという御意見もございまして、今後検討を続けてまいりたい、このように考えております。

○和田(一)委員 それから、いわゆる公務災害の範囲について、いろいろ議論があったと聞いておりますけれども、どのような議論ですか。公務災害の範囲についてどこまでが公務であるか。そういったことが労災等で問題になったと聞いておりますけれども、皆さん方のお考えはどうですか。

○山本(明)政府委員 公務に關連する災害というところで、直接關連がなければ、これは公務という認定が困難でございます。ただ問題は、先生のおっしゃっておられる意味は、これは推測するのでございまして、最近問題になっておる通勤途上の災害ではないかと思ひますが、これは現に公務員部の中の福利課でも、一週間ほど前に通勤途上において交通事故で数理官が死にまして、これが、やはり公務にもならないということで、通勤途上を公務にするかどうかという問題が一番問題で御質問があったのじやないかと思ひますが、これは今日のような交通事情あるいは交通ラッシュの状態を考えると、通勤途上の災害につきましては、やはり検討を要すべき問題であらう、このように私は考えております。もちろん公務員につきましては、労働者災害保険ですか、労災法よりは若干有利な取り扱いをいたしております。たとえば夕方十時から翌日の七時半まで退庁出勤しております場合には、特に認定をして公務にいたしておりますが、そういう幅のゆる

さは考えられておりますけれども、ILO百二十一号条約でいっております通勤を全部公務にしろということにつきましては、若干国内上で問題がございまして、これにつきましては、先般新聞にも出ておりましたように、労働省で通勤途上災害調査会というのを設けまして、通勤途上の災害につきましては公務に認定するかどうかというこの調査がなされまして、私たちは、その結果を待ちまして、地方公務員の公務災害につきましても検討していきたい、このように考えております。

○和田(一)委員 行政局長、それがいつごろ出るのですか。

○宮澤政府委員 私どももその結論がいつ出るかということは聞いておりません。しかし、お尋ねでございますから、労働省に連絡をいたしましたので、また御連絡申し上げたいと思ひます。いまのところは、まだ私もいつというところは聞いておりません。

○和田(一)委員 今度は、また共済のほうに返りますが、今回改正されました高齢者の最低保障額、これは改正内容によりますと、一人十二万円、こうなっております。そうすると、一カ月一万円ですが、これは少し安過ぎやしませんか。その点はどうですか。

○山本(明)政府委員 これは先ほど申しましたけれども、地方公務員の共済組合というものは、恩給法あるいは国家公務員共済組合法との關連がございまして、そのほうで、いま申しましたように、最低保障を十二万円にいたしておりますから、こちらのほうもそれに合わせて均衡をとつたということでございます。

○和田(一)委員 今後検討しないんですね、その問題については。

○山本(明)政府委員 これは先ほど申しましたように、恩給法それから国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、この三者の關連において検討するといふことがなろうと思ひております。

○和田(一)委員 いろいろ質問をいたしましたけれども、共済のほうにしましても、また災害のほうにしましても、いろいろな問題がある。これはもう人のこと、また人命に關すること、生活の問題ですから、ひとつ今後の改善点を真剣に検討されたい。私たちもいろいろ論議をさせていたいただきますが、今後の発展を期していただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○砂田委員長代理 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

昭和四十五年五月十一日印刷

昭和四十五年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局